

14.5

111

14.5-54



1200501213199

司法資料

第二百四十七號

司法省調査部編

工一十に於ける検事並に刑事裁判官の刑
事法講習、外法曹教育に關する論文三篇



始



18.5-50

14.5
54

料資法言

號七十四百二第

イエーナに於ける檢事竝に刑事裁判官の刑
事法講習、外法曹教育に關する論文三篇

〔禁轉載〕（昭和十四年一月）

司法省調査部

發行所寄贈本

本號に収録したものは獨逸に於ける法曹教育論及其の實際に關する若干の資料である。

- 一、「イエーナに於ける檢事並に刑事裁判官の刑事法講習週間」は、一九三八年九月二十五日から翌月一日迄獨逸各地よりイエーナに檢事並に刑事裁判官二百五十九名を招集し刑事法に關する講習を開催した際の報告書 Die Strafrechtliche Fortbildungswoche für Staatsanwälte und Strafrichter in Jena. (Deutsche Justiz. 14. Oktober 1938. SS. 1624-1644.)
- 二、「法律家の經營(私)經濟的教育」は、Die betriebs- (privat-) wirtschaftliche Ausbildung der Juristen, von Prof. Dr. H. Groszmann, Leipzig. (Juristische Wochenschrift. 59. Jahrgang 1930. Heft. 3/4 SS. 230-232.)
- 三、「法律家の養成について」は、Zur Ausbildung des Juristen, von Rechtsanwalt Dr. Terhardt. Essen. (Juristische Wochenschrift. 63. Jahrgang 1934. Heft. 15. SS. 874-875.)
- 四、「裁判官の人格的養成について」は、Über die Heranbildung von Richterpersönlichkeiten, von Gerichtsrat Dr. Schöckerermann, Hager i. w. (Deutsche Richterzeitung. 26. Jahrgang 1934. Heft 4. SS. 103-104)

を各邦譯したものであり本資料第二四一號及第二四四號と併はせ讀まれんことを希望する。譯者は孰れも篠塚春世氏である。

茲に筆寫に代へて排印する。



昭和十四年一月

司法部調査部

二

司法資料 第二四七號 イエーナに於ける検事並に刑事裁判官の刑事法講習、外三篇

145
54

總目次

一、イエーナに於ける検事並に刑事裁判官の刑事法講習週間 一

二、法律家の經營（私）經濟的教育 九三

三、法律家の養成について 一〇三

四、裁判官の人格養成について 一一〇

イエーナに於ける検事並に刑事裁判官の刑事法講習週間

(ドイツチェ・ユースチツ誌一九三八年十月十四日號所載記事)

一九三八年九月二十五日から十月一日に至る一週間の間イエーナで検事並に刑事裁判官の刑事法講習週間 *strafrechtliche Fortbildungswoche für Staatsanwalt und Strafrichter* が開催されて全国各地から派遣された判検事二百五十名が出席した。以下掲げる所は此の講習週間の報告の範圍内でイエーナで行はれた講演の要旨を摘載したものである。司法次官ノイマンが四ヶ年計畫について行つた講演は、本誌の他の箇所と同氏が「ドイツチェ・ユースチツ」の爲にものした論文中に其の儘収載した。以下の報告は區裁判所判事ドクトル・ザイフェルト、検事スチール、検事ドクトル・グローマンの諸氏の手になるものである。

國司法大臣の命令に依り一九三八年九月二十五日から十月一日までの一週間イエーナに於て刑事法講習週間が開催されて、全国各地(オーストリーをも含む)よりの判検事二百五十人が派遣されて出席した外、ダンテヒ市の判検事三人も客員として参加した。

刑事法講習週間の目標並に任務の範圍

此の刑事法講習週間の組立並に指導は國司法省參事官ドクトル・メットゲンベルグの管掌する所であるが、其の題目は獨り純然たる刑事法のみには制限されなかつた。講習の題目を獨り純然たる刑事法のみには制限すると云ふことは主催者の見解では講習の目的に合致しないと云ふのである。蓋し講習は獨り出席者の刑法上の知識を深遂にすることを目的とするのみに止まらず、同時に其の視野を擴大して彼等に普遍的の示唆を興へることを使命とするものだからである。國司法大臣ドクトル・ギュルトナアは其の開會の辭中で此の講習週間の目標と任務の範圍とを次のやうに述べた。

判檢事が無數の具體的の場合に法を適用するに當つて法の領域上、從つてまた刑法の領域内で生ずる危険は具體的の場合を細心に、良心的に且精確に取扱ふことに依つて個々の場合を全體的觀念に於て見ると云ふ能力が時に全くなくなつて了ひ、又は少くとも一時的になくなる虞があると云ふ點に存する。併し新刑法を制定するに當つては法の何れの部分たりとも只それ自體の爲に存在するものではないこと、及び獨逸刑法は獨逸民族を保全し、ナチスの國家を確保する爲の目的に役立つものであると云ふ認識に特に重大な價值が置かれてある。そこでイエーナで行はれる講演は判檢事の職務上當面する問題を、日常の服務が可能ならしめるよりも遙に大きな綜合的大觀を可能ならしめる立場から判斷する機會を聽衆に與へることを目的とするものである。綜合的大觀と全體的觀念とは實に各員が如

何なる立場に在らうとも永久的に己れに負はざるを得ない任務たるものなのである。此の不斷の自己批判は法の適切で正確な適用を促進し、同時に個々の法曹をして、己れも亦自己自身の爲に存在するのではなくて、寧ろ其の勞力を以てわが民族協同體を維持し保全すると云ふ任務に貢獻しなければならぬものであることを繰返し想ひ起さしめるのである。特別法の領域上に於てはわけても全體的觀念が必要である。蓋し特別法の意義たるや其の全體に對する關係に基いてでなくては正當に評價することは出来ないものだからである。

國司法大臣の以上の論旨の精神に從つて刑事法講習週間には少年刑法、常習的犯罪人撲滅に關する處置、保安及び矯正の處分などのやうな刑事司法の特に重要な問題の爲にする普通刑法上の講演の外に墮胎や風俗に關する犯罪の撲滅、人種保護法、經濟刑法、爲替刑法、市街鐵道及び鐵道交通刑法並に出版刑法のやうな刑法の特殊領域も取扱はれた。

此の二つの種類に屬する刑法の講演は第三の種類に依つて補充される。此の第三種の講演は部分的には既に刑法の講演の題目となつた問題を別の見地から論ずるもの、即ち刑法學者の眼を以て見ないで大専門家 *der grosse Fachmann* の眼を以て觀察するものである。其の第一番に置かれるものは四ヶ年計畫の問題と爲替管理の問題とである。「現在及び將來に於ける貿易上の問題」に關する更に別段な此の種の講演は講演者の止むを得ぬ所用の爲に缺講としなければならなかつた。更に刑法學者が參考とする犯罪生物學、法醫學、醫學上の手段を以てする風俗に關する犯罪の撲滅のやうな學

問上の領域に属する講演も行はれ、是等の講演は警察の立場よりする保安の任務や機關竝に罪となる行爲を訴追する場合に於ける警察の協力を取扱つた内務行政官諸氏の講演に依つて補充された。最後に刑事法講習週間への出席者は、更にイエーナのツァイス工場で製作された新式の立體寫眞製作装置 stereophotogrammetrische Geräte を見學した。此の装置は寫眞機械を以て實體に忠實に撮影し製圖することを得しめるのであつて、従つて刑事上、特に交通上の事故を解明する上に重大な意義を有する次第なのである。

今此の相互間の關係に於て是等の講演を観察するならば、刑事法講習週間なるものは國司法大臣ドクトル・ギェルトナアの言葉を借りて云へば聽講者に授業するものでもなければ、大學式の講義をするものでもなければ、またかうすればよくなるとか悪くなるとか云ふ實際上の指導を與へるものでもなく、寧ろすべての聽講者にとつて其の將來の職務上の仕事にとつての示唆と刺戟たらんことを期するものであることが明白となつて來る。

かやうな理由からして刑事法講習週間も亦講演丈に制限されるものではなくて、其の外に社交的の會合も催され、全國のあらゆる地方からの聽講者を個人として同僚として互に相接近せしめやうとした。

*

*

*

*

*

刑事法講習週間は一九三八年九月二十五日の日曜日を以て音樂の演奏裡にイエーナ市廳の古式尊い

大廣間でイエーナ市長の歓迎の挨拶について國司法大臣ドクトル・ギェルトナアに依つて開會され、同日午後には聽講者一同は國司法大臣ドクトル・ギェルトナアの賓客としてドルンブルグの古城へ遠足を行つた。此の古城はザール河の溪谷に臨んだ山上に在つて、其の位置の優れて居る爲にも、またそれにまつはるワイマール王國華やかなりし頃の思出や、さてはまたゴエーテが再三此の地に滞在したことのある所縁に因んで杖を曳く者の多いので知られた舊蹟である。ワイマール國立ゴエーテ博物館の助手ドクトル・フライヘル・フォン・マルツァインはドルンブルグでゴエーテ時代紹介の講演を行ひ、次いで城を見物したと云ふ段取であつた。

月曜日の夜は聽講者一同は打揃つて苟もイエーナで學生生活を送つた者の誰でも知つて居る遠足地フックストウルムで、折からベルリンのスポーツバラストから放送される總統兼國宰相の演説を聴くことが出來た。總統は此の演説中で全世界に對し更めてヅデーテン獨逸人達の自決權の要求の到底讓歩せしめ得ないものであることを反覆力説したのである。火曜日の夜は聽講者一同はツァイス工場の招待に應じてイエーナ市のツァイスプラネタリウムを見學した。即ち星の運行の假相と實相とを示す装置である。木曜日の午前はイエーナ市見物の爲全然解放されたのであるが、イエーナ地方裁判所檢事正ドクトル・プファイフェルの前以ての準備と盡力との御蔭でショット竝にツァイスの兩工場を見學することが出來た。ショット工場ではガラスに對するいろ／＼の製造加工の方法、即ちガラスを吹いたり、引つ張つたり、壓搾したりする所を見せて貰へた。特に興味があつたのはショット工場で製

造されるイエーナ耐火ガラスであつた。ツァイス工場では幾多の顕微鏡や分光器などの装置の外に既に述べた立體寫眞撮影装置を見せて貰つた。是等の工場の外イエーナ大學の法醫學施設や市の博物館も見學した。

金曜日の午後にも講演はなく、其の日はワイマール市見物に費され、聴講者一同は同市で午餐を共にした。食事後一同は三々五々打つれて国立ゴエーテ博物館、シルラア邸、ウィッツム宮、邦立圖書館並にゴエーテの園亭のある公園を見物した。其の夜はワイマールの国立劇場でドクトル・フライヘル・フォン・マルツァインの「ゴエーテ時代のワイマール」についての若干の考察」と題する講演の後ハインリヒ・フォン・クライストの「こわれた瓶」(譯者註)の上演を見物した。最後にもう一つ挙げなければならないのはイエーナ大學圖書館が此の週期中法曹の仕事の領域に關係のある貴重な圖書、繪畫、古文書の特別展覽會を催され、随分勉強して通つた聴講者が少くなかつたことである。

(譯者註) ハインリヒ・フォン・クライストは云ふ迄もなくゴエーテ、シルラアに次ぐ獨逸の大文豪であつて、「こわれた瓶」は或る裁判官が年甲斐もなく村の娘に懸想して其の戀人の兵役にとられるのを免れさせてやると云ふ口實の下に娘の部屋に忍んで行つたが、戀人の足音に驚かされて禿隠しの假髮を落して逃げ去る。其の際其の家の家寶の瓶がこわれたので家の者は娘の戀人を其の犯人であるとして訴へて出る。そこで偶々巡回中の上級裁判所判事の臨席の下に實際は犯人である裁判官が娘の戀人を被告人として裁判することとなるが、自分の犯罪と共に年甲斐もない不名譽の曝露するのを恐れた裁判官は、若し本當のことを云つたらすぐさま戀人を海外派遣軍に徵集すると娘を脅迫して其の口を封じた儘法廷に臨むので、法廷では娘は戀人の冤罪を立證すべき何の證言をもしないので戀人は娘の心變りを非常に怨む。一方裁判官は裁判の進行中自分の眞犯人であることを隠す爲に、臨機應變の出鱈目を口から出任せに並べ立て、偶々隣りの女房が證據の假髮を拾つて持つて來ても言

葉巧みに云ひ脱けていよ／＼戀人を有罪と宣告する計りの間際になると、其の時まで固く口を噤んで居た娘が急に口を開いて一切の眞想を曝露するので裁判官は其の場に居たまらず逃げ出してさう、娘と戀人の間にもとに戻ると云ふ筋の、裁判官を主役とし法廷の場を取扱つた司法に對する諷刺的漫畫とも云ふべき一幕物の戯曲で、喜劇としては獨逸文學史上最高の作品と稱せられる。

かやうに仕事と示唆と氣晴しとが巧みに組み合はされ、混り合はされて行はれた結果として、此の講習週期中對外政策上の出來事の發展に依つて週間それ自體も少からず緊張したことはあつたが、聴講者は最後まで講演や催はし事に出席を續けることが出來たのであつた。

フリードリヒ・シルラア大學に於ける同大學總長ドクトル・エザウの歡迎の辭は學說と實地との密接に結合することの裨益する所極めて大なるものを指摘した後、月曜日午前には國司法次官ドクトル・フライスラアは「少年と刑法」との題下に幾多の講演のトップを切つた。

少年と刑法

ドクトル・フライスラアの講演の要旨左の如し。

少年の犯罪の問題が何故われ／＼の注意を惹くこと極めて大なる問題であるのかと云ふことを特に指摘する必要はない。それは結局に於て二つの點に歸著する。其の一つは少年刑法で相手とする所の

ものは普通他人教育 *Fremderziehung* をまだ完了して居ない手頃に在る若い民族的同胞であると云ふことである。従つて此の場合には相手は教育の餘地ある人間たるものであると云ふ建前から出發することが出来る。次に第二の理由は第一の理由と相牽聯するものである。われ／＼は少年犯罪人に直面する毎に衷心特別の義務を感じる。そしてそれは一圖に少年が罪を犯すに至つたと云ふ事實がわれ／＼をして民族協同體は、此の少年の爲に盡力することが恐らく足りなかつたのではないかと云ふ疑問を禁ずる能はざらしめるからである。教育の特別の可能と教育の特別の義務とはわれ／＼をして少年犯罪に、われ／＼の注意を拂ふに至らしめる所以のものである。けれどもわれ／＼は固く現實の地盤の上に立脚するものであつて、決してイリニュージョンに欺かれて居るものではない。蓋し成年の犯罪を調べて見ると、少年時代に生涯での最初の自由刑を科せられた成年犯罪人が随分あるからである。

ドクトル・フライスラアは更に進んで近年に至つて少年の犯罪に關する數が特異の發達をしたことに論及し、一九三二年度に於ける有罪の言渡數二萬一千五百二十九件から一九三三年度には一萬二千二百九十四件にまで減退したものが、一九三六年度には一萬六千八百五十五件に、一九三七年度には二萬四千五百十九件に上り、即ち一九三二年度の數を抜くこと更に三千である。かくの如き數字に直面するときわれ／＼は果して少年犯罪を減少させる爲の努力が近年に至つて成功を收めたと斷言することが出来るであらうかと自問した。此の問題に答へる爲ドクトル・フライスラアは刑事責任年齢に達した成年者 *strafmündige Jugendliche* の數を指摘した。此の刑事責任年齢に達した成年者の數は一九

三三年度に於て二百九十三萬一千件であつたのが、一九三六年度に於ては四百十六萬八千件に増加して居る。即ち三十パーセントの増加である。有罪言渡の件數の絕對數の増加は大部分は此の事實からして説明が出来る譯であるけれども、フライスラアの見解に依るとそれは只一部分だけ説明がつくと云ふに過ぎない。フライスラアは自分の確信する所に依ると有罪の言渡の件數の増加は少年の犯罪の本當の増加に根據を有する次第でない他の事情にも歸著せしむべきであると高調した。氏は國民自體の間で名譽の觀念が強まると少年の犯罪も、例へば親方若は傭主からして從來よりも餘計に公訴官廳に届出でられるやうになるものであるが、是等の社會も從來に比較して著しく多くの業績を果すことを餘儀なくせしめられ、従つて少年に對しても從來に比較して軽い犯罪の容赦される割合が少くなつて來て居ると云ふ事情も此の場合に與つて力があると思惟するものである。且又警察の活動の確であることも有罪の言渡の絕對數の數的増大に少からず寄與する所がある。此のことを特につきりとさせるものは風俗に關する犯罪に基く有罪の言渡であつて、あの獨逸少年の協同的教育は少くとも風俗に關する犯罪、特に刑法第七十五條（譯者註）に依る犯罪のそれ以上に増大するのを妨げたのであるから、警察の手痛い干涉は事實上に於て有罪の言渡の増大を招來したものと認めざるを得ない。是と特に重大な關係を持つて居るのは、少年犯罪人の多數者はヒットラア・ユーンゲンドの協同教育を受けない部分の少年から出て居るのであつて、特に此の部分は獨逸少年の全數から見れば著しく小さな部分であるにも拘らず右のやうな事實を示して居ると云ふことである。

(譯者註) 刑法第七十五條の法文は左の通りである。

男子他の男子と姦淫行爲 Unzucht を爲し又は他の男子の己れに姦淫行爲を加ふるを忍容せしめたるときは輕懲役に處す。
 犯行の當時二十一歳に満たざりし關係者は、情狀特に輕き場合には裁判所は之を罰せざることを得。

ナチスの國民指導當局は少年の犯罪を減少せしめる爲に幾多の處置を講じた。所で失業をなくすと云ふこと、特に學校を出た計りの少年が授業先もなければ勤め口も見つからないと云ふやうな事情をなくすと云ふことは、少年の犯罪について特に極めて重大な意義を有することである。加之經營の内々に於て少年の生活上に有利な作用を及ぼす獨逸労働戰線の處置がある。例へば一九三三年以來徒弟の養成教育の形式が更まつたこと、また職業上の競争に於ける業績に依つて少年の熱心が喚起されたこと、經營の内外で共同のスポーツを行ふこと、例へばヒットラー・ユーゲンド宿營地に於ける滞在又は共同の航海への參加のやうに、合宜的の利用の確保されてある處置に結合されてある場合に於ける賜暇の提供などである。

以上のやうな原則的の解明を行つた後ドクトル・フライスラーは、少年刑法にとつてはどうか云ふ刑が問題となるかと云ふ問題を論じた。拘留 Haft は特別の意義を有するものではない。將來少年に對する自由刑としての拘留を廢止して其の代りとして刑ではない少年拘留 Jugendarrest の制度を設くべきであるかどうかと云ふことは未解決の問題である。

少年を處罰するに當つて重大な意義を有する輕懲役 Gelängnis 中には重大な問題が存在する。先づ

第一に行刑の問題に於てあり、次に少年にとつての此の刑の短期の問題に於てある。少年が禁錮の刑の執行に於て——性別に依る隔離の點は全然度外視して——少年それ自體丈けが隔離されてあると云ふことでは充分でないのであつて、寧ろ其の性格的構成上少年としての行刑にとつて問題とならない者は除外されると云ふことが大切なのである。從來の經驗上將來も犯罪人としての行動を爲し、結局は保安監置者とまで發展するやうな少年は、其の犯罪的素質の既に認むべきものを存する以上は他の少年行刑から除外せざるを得ない。蓋し少年の行刑に於ては教育と云ふ思想が重きを爲す次第だからである。協同教育 Gemeinschaftserziehung と自己教育 Selbsterziehung とは兩々相携えて行はれなければならない。規律と肉體的馴致とは合宜的な自由時間の形成と相俟つて標準としての準則たるものである。

輕懲役の短期について爲された提案は十四日から九ヶ月の間に在る。フライスラーは十四日を以て低きに失し、九ヶ月を以て高きに過ぐるものと思惟した。正當な最低限を發見すると云ふことは非常に大切なことである。若し一定の短期に決定するならば、直ちに少年に對する處分として此の最低限の下に在る、然も其の種類上決して刑ではない拘禁 Freiheitsentziehung の制度を設くべきであるかどうかと云ふ問題が生じて來る。

少年に對して輕懲役刑よりも重い刑を認むべきであるかどうかは問題である。此の決定は將來は幾歲位の少年を豫期しなければならぬものであるのかに依つて定まることである。少年の年齢をずつ

と引上げる心算であるならば、確に輕懲役を超えて他の刑をも言渡すことが必要である。蓋しきもな
いときは大都會に於けるギャング團や犯罪的徒黨の大部分は重懲役の適用以外に置かれることとなる
であらうからである。フライスラアはまた、危険なる常習的犯罪人であることの既に確實に識認され
た少年を其の刑の服役後一時釋放して、其の行はれるのにきまつて居る次の重い犯罪を待つて之を保
安監置に收容することが必要であり、辯明し得られることなのであるかどうかと云ふ問題をも提出し
た。イタリーでは此の問題は、少年に對する行刑から我が國に於ける保安監置に相當する制度への移
行を認めることとして此の問題を解決したのである。

第三の刑として罰金が考慮される。罰金が問題になるのは先づ第一に其の量の公正の點に在り、次
に罰金を完納することの出来ない者が事情に依つては罰金の代に自由刑に服役しなければならぬ場
合に、不釣合に重く罰せられることとなるのをどうすれば豫防することが出来るかと云ふ問題に存す
る。少年について罰金の危なかしさは、罰金が果して本當に少年其の人に科せられることとなつたか
どうかと不確實であることに由つて非常に力を増すこととなる。此の不確實の懸念は二つの理由を持
つ。一つには少年が恐らくは特有の勞務所得を持たない所から、自分では全然罰金を支拂ふことが出
來ないと云ふことである。次に少年が支拂ふ能力を有する場合にあつても、本當に自分で其の罰金を
支拂ふかどうかは明かにはされない。實際家が從來とも此の問題たる點を識認して少年に對しては
成年に對するやうには餘り罰金を適用することをしなかつたとするも、罰金が少額で少年が其の勞務

所得中から完納する場合にあつては、將來とても罰金は合宜的な刑たることを失はない。

將來の刑法は輕懲役刑の短期を引上げるであらうことを豫期しなければなるまいから、此の短期が
不公正に重きに失すること疑を容れない場合にはどうするかと云ふ問題を生ずる。學說上では此の問
題を解決する爲に二つの提案が爲された。一つは所謂週末禁足 *Wochenendkarzer* の制度を採用しや
うと云ふのであり、一つは所謂少年拘置 *Jugendart* を認めやうと云ふのである。前者からは澤山の
効果が期待される。第二の場合に於ては少年拘置の制度の採用は、此の拘置は刑として看做すべきも
のなのであるか否かと云ふ直ちに生ずる問題を後なる意味に於て答へる以上は、只一つの意味をし
持つものではない。此の拘禁が刑として評價されない場合にあつては、處刑名簿に登録はされず、從
つてまた處刑名簿に基いての報告を請求する權利を有する官署にもそれを通知することをしないので
ある。そこで是は少年にとつて非常に手痛い、極めて劇烈な處分たるものであつて、少年としては刑
としての拘禁と云ふものが、一體どんな意義を持つものなのであるかをそれに依つて既に推量するこ
とが出来ると譯であるが、同時に少年としてはもう一度丈前科の刑は受けなくて済んだと云ふことが
言ひ得られる次第であらう。

所謂教育處分 *Erziehungsmassnahme* の中では訓戒 *Verwarnung* と教育權利者の訓育への附託 *Über-
weisung in die Zucht der Erziehungsberechtigten* は特別の意義を獲得はしなかつた。フライスラアは
將來ヒットラア・ユージェンドの訓育への特別の附託を規定するのにも反對した。特別の義務を課する

のは貴重な教育處分であることが明かにされた。とは云ふものの被害者に對して償金 *Buss* を支拂ふの義務を負担せしめるのには懸念があつた。蓋し償金の受領者は償金を何に使用するか判らないからである。謝罪 *Abbitte* の命令に關しても控へ目の態度が必要とされた。特に謝罪が判事の立會の上で行はれない場合に於て然りとする所である。公開の教育施設 *offenes Erziehungsheim* への附託は有利な作用を及ぼすことあるべき處分である。何となれば此の處分は少年が其の土地の職場内で働き得る道、即ち社會的生活から全然隔離はされない道を提供する次第だからである。保護監督 *Selbstaufsicht* 竝に保護教育 *Fürsorgeerziehung* の二つは從來實際の上で特に愛好された處分であるが、保護教育の實際は重荷の下に惱んで居る有様である。此の教育に於ては何時も心配をかける分子であり、極く感染の危険の多いパチルスであることの豫見される分子は保護教育から除外しなければなるまい。從來のやうに是等の分子を除いて保護教育の負擔を輕からしめることをしないで置くと、本當に此の教育に於て別人となつた被保護者が其の生涯での長い年月の間、不必要に不名譽な負擔を被ることとなるに至らしめることが多いのは確實である。蓋し従前の被保護教育少年は國民の意識に於ては常に本來もはや全然保護教育には屬さない被保護教育少年の典型に從つて評價されるであらうからである。さればまだ教育の餘地のある少年にとつて考慮される保護教育の外に、成年者にとつての保安監置に相當する少年監置 *Jugendverwahrung* の制度を設くべきではないかどうかを考慮する必要があるであらう。

フライスラアは此の序に獨逸國の一判事が現行法の基礎の上に立脚して少年に對して判決言渡前に於ける考試期間 *Bewährungsfrist* の制度を採用したことを指摘した。此の考試期間は此の判事に依つて判決を言渡すことなしに言渡されるのである。それは實際的には現行法上公判を一二年延期することとに依つてのみ爲し得ることである。とは云ふものの此の方法は、當の少年の責任が確認された場合に限り問題となり得るのである點に困難を存する。所が裁判をする以前に罪責を確認すると云ふことは信憑に値ひする自白のあつた場合に限り爲し得ることである。そこでフライスラアは、將來刑の言渡前に於ける考試期間を許與するの道を法定して置くのが適當と認められるかどうかについて、一度實際家の代表的人物が學說上で意見を表明することが望ましいと述べた。

最後にフライスラアは刑を科する少年裁判官 *Jugendrichter* と後見裁判官 *Vormundschaftsrichter* のやうに教育處分を言渡す少年裁判官とは、原則として別の裁判官たらしめることを必要とするものであるかどうかと云ふ問題についても意見を述べて、此の兩者を根本的に區別するのは望ましくない。司法に附託されてある統一的任務は一人の判事に附託するのが正しい。何となれば少年は原則として其の本人に對して刑事訴訟手續の開始されるに先だち、既に裁判所に知れて居るのを常とするからであると云つた。

終りに臨んでフライスラアは、司法部は我が國少年教育の司法部以外の公的要素との間に密接な協同作業の成立つて居ることがなかつたら、少年教育につき司法部に附託せられて居る任務を果すこと

は到底出来ないものであることをよく承知して居るものであると高調した。従つて司法部は獨逸労働戦線、ナチス國民福利部、特にヒットラー・ユーゲンダなどの諸組織と協同的に仕事をして行かうとしつつある。尙ほフライスラーは、此の協同作業の形式をどう云ふ風にするかが事情に依つては他の立法的規律、例へば參審員の最低年齢の規律に反動を及ぼすことあるべきことにも言及したのである。

* * *

常習的犯罪人の撲滅

(一) 保安監置

次の講演は常習的犯罪人の問題と保安及び矯正の處分を取扱つたものであつて、國司法參事官リィチュが「常習的犯罪人の撲滅に關する處分一般、特に保安監置 *Sicherungsverwaltung* の命令について」講演し、次のやうに述べた。

犯罪人の中について犯罪人定型を生物學的に區別すると云ふことは出来ることでもあるし、また公正な刑を科する上に裨益する所が大であると云ふ點からも必要であることは、刑事犯罪學 *Kriminalbiologie* に由つてわれ／＼の知つて居る所である。現代の犯罪生物學は衝突的犯罪 *Konfliktkriminalität* (外來的犯罪 *exogene* 偶發的犯罪 *Gelgenheitskriminalität*) と極く廣義に於ての素質的犯罪 *Neigungskriminalität* (内生的犯罪 *endogene* 慢性的犯罪 *chronische Kriminalität*) とを區別して居るのであつて

其の前なる部類に屬するものは常態的の性質を有する人間が衝突を解決する爲に犯行を爲した場合であつて、偶然の機會に瞬間の激昂に由つて犯行を爲した場合もあるであらう、また計畫的な準備の後犯行を爲した場合もあるであらう。素質的犯罪に屬するものは往々にして著しく限定された性格の生れ乍らの異常に由來する習慣的の性質に基いて行爲を爲す犯罪人定型である。此の區別は獨り刑を量定する上に重大な意義を有するのみに止まらず、寧ろ特に當該の犯人に對して保安及び矯正の處分を必要とするものであるか否かの問題を決定する上にも重大な意義を有するものである。

ナチスの見解に依ると、刑法は獨逸民族を維持し、ナチス國家を保全するのを以て任務とするものである。所が素質的犯罪なるものは單なる刑のみを以てしてはそれに感化を及ぼすこと難く、事情に依つては全然それを左右することは出来ないものであるから、刑事裁判官たる者は素質的犯罪人を撲滅する爲には刑の外に保安及び矯正の處分を科するの權能を興へられて居ないことには、自分に附託されて居る重い任務を果して行くことは到底出来ない。ここに於てか常習的犯罪人取締法は

危険なる常習的犯罪人に對する刑の加重、

危険なる常習的犯罪人に對する保安監置、

非社會的性格者 *Asoziale* に對する勞働留置所、

歸責無能力者及び限定歸責能力者に對する療養施設及び養育施設、

痲醉毒濫用者に對する酒癖矯正所及び節制訓練所、

風俗に關する危険なる犯罪人に對する去勢處分 *Entmannung*

を規定して居るのである。

次にリーチュは現行刑法典第二十條^a（譯者註）の形式的條件に關するいろいろの係争問題に論及して、われわれは根強い累犯の傾向を有する犯罪人は常規を逸した素質を示すものであるが、此の常規逸脱の素質は此の種の犯罪人が他の種類の犯罪人よりも遙に刑に依つて左右せしめ難いと論結せしめるものであると云ふ犯罪生物學上の經驗こそ現行刑法典第二十條^aの刑の加重の根據たるものであることを常に念頭に置かなければならないと高調し、刑法第二十條^aの豫定して居る前行の犯罪 *Vorthat* については順序と云ふことは重要視するには足りないものであつて、第二の犯罪が最初に發覺して刑の言渡を受けた場合にあつても、數個の犯罪が其の犯した順序に従つて發覺し刑の言渡を受けた場合に於けると同じやうに累犯の傾向 *Rückfallneigung* は確立するものである。犯罪を營業とすること *Gewermissigkeit* 又は常習とすること *Gewohnheitsmäßigkeit* が刑の加重事由であるときは、數個の行為が營業として若は常習として犯されたものとして總括されると云ふ事實は、現行刑法第二十條^a 第二項の意味に於ける各個の行為としての其の評価を妨げるものではない。連續的行為を認めるに當つては控へ目勝の態度が必要である。本當に連續的の行為を存するときは、各個の部分的行為 *Teilhandlung* は累犯の素質を確める所以なのであるから、刑法第二條（譯者註）に依り第二十條^a 第二項

の意味に於ける「犯行」*Tat* たるものとして評價することを必要とする。將來の刑法典の草案は此の點を明示的に規定することになつて居る。

（譯者註）是等の現行刑法典の規定は左の通りである。

第二十條^a 既に二回以上確定の有罪の言渡を受けたる者故意に因る新しき犯行に由つて自由刑に該當し、且犯行を全體として評價したる結果當人が危険なる常習の犯罪人なること明かとなりたるときは、新しき犯行が更に重き刑を以て罰せらるることとなり居るにあらざる以上は五年以下の重懲役に處すべく、新しき犯行が此の加重なきも尙ほ重罪たるときは十五年以下の重懲役に處すべし。本條の加重は前の二回の有罪の言渡が重罪又は故意に因る輕罪の廉を以て行はれ且其の何れもが死刑、重懲役又は六ヶ月以上の輕懲役を言渡したることを前提とす。

三回以上故意に因る犯行を爲し且犯行を全體として評價したる結果本人が危険なる常習犯罪人たること明かとなりたる者は、本條第一項に記載したる他の條件の具備せざる場合にあつても裁判所は刑を言渡すべき各個の犯行につき亦刑を加重することを得。

前科の刑の言渡は其の判決の確定と次なる犯行との間に五年以上の経過したる場合にあつては斟酌せず。未だ確定判決を経ざる前行の犯行は是と次なる犯行との間に五年以上の経過したる場合にあつては斟酌せず。犯人が自由刑に服役したるか又は官廳の命令に由り施設内に監置せられありたる期間は本項の期間に通算せず。

外國に於ける有罪の言渡は罰せられたる犯行が獨逸法上も重罪若は故意に因る輕罪たるべき場合にあつては内國に於ける有罪の言渡に同じ。

第二條 法令が罪となるものと宣言したる犯行、又は刑罰法規の根本精神上及び健全なる民族的感情上處罰を受くるに値ひする犯行を爲したる者は罰す。當該の犯行に特定の刑罰法規が直接適用せられざるときは其の根本精神が、最もよく當該の犯行に該當する法令に従つて當該の犯行を罰す。

或る者が常習的犯罪人たるものであるかどうかを認定する爲には犯罪生物學的調査や、此の犯人に

ついでに警察の経験を参考としなければならぬ。凡そ危険なる常習的犯罪人なるものは消極的非社會的な浮浪人の定型とは異り、積極的な反社會的な一つの定型たるものである。従つて「危険性」は反社會的見地の結果であつて、即ち一個の主觀的標識であり、増大された責任の一標識たるものである。リーチュは此の事實からして、判決主文中に於ては危険なる常習的犯罪人としての犯人の性質を表明すべき旨の論結を抽出して居る、リーチュは將來多分の公算を以て重大な犯行を期待せざるを得ない者を「危険なる犯罪人」として表示して居る、大審院の主張する所である見解に對して懸念を主張して居る。大審院の見解には罪責主義 *Verschuldensprinzip* や意思刑法 *Willensstrafrecht* と相容れない客觀的の要素が基本となつて居る。加之將來に對する見込は行爲責任 *Tatschuld* の構成部分たらしむべきものでもなければ、またそれを測定する基礎たらしむべきものでもないにも拘らず、「危険」と云ふ概念の客觀的解釋は、刑を量定するに當つて既に將來に於ての社會的豫後 *soziale Prognose* を豫定して居るのである。最後に客觀的解釋は立法者が刑法第二十條 a と第四十二條 e (譯者註) に於て異つた字句で二度までも同じことを言明したのであるかの如き意見に到達せしめて居る。之に對して主觀的解釋は明確な區別に到達せしめて居る。即ち刑法第二十條 a は過去及び現在の事實に基いてのみ責任を審査せんことを要求して居るのであるが、第四十二條 e は社會的な將來の見込に基いて客觀的に危険性の審査を要求して居ると云ふのである。

(譯者註) 刑法第四十二條 e の法文は左の通りである。

第二十條 a に依り危険なる常習的犯罪人として有罪を言渡されたる者に對しては、公安が必要とする場合には裁判所に於て刑に併科して保安監置を命ず。

保安監置の條件に關してはリーチュは大審院の見解が、(1)、犯人の人物より見て將來も刑法上保護されてある法益に對する重大な侵害を期待せざるを得ないこと、及び(2)、社會公共の充分なる保護を保障するに足る丈の他の處分、若し事實が問題とはならないことを必要であるとして居るのに對して(1)、犯人が將來も比較的重大な犯行を犯すであらうと云ふ公算の成立して居ることを必要とし、また(2)、警察の監督處分 *polizeiliche Überwachungsmaßnahme* 丈では充分でないことが必要であると云ふ意見を主張した、公算 *Wahrscheinlichkeit* と云ふのは單なる見込 *Möglichkeit* と云ふよりは強いが、確實 *Gewisheit* と云ふよりは弱し確らしむべきことを云ふのである。疑はしい場合は犯人の不利益に歸著する。大審院の見解に依ると、社會的の豫後は刑罰としての拘置から釋放される時期を見當とすることを必要とするのであるが、此の豫後は只極めて制限的のみ可能であるに止まるものである。蓋し刑の犯人に及ぼす効果も、刑の服役終了後犯人の歸還するであらう所の環境も、到底見極めることは出來ないからである。さればリーチュに審査を公判の當時に於ける状態に制限し、刑の効果や犯人が釋放の場合に歸還するであらう所の環境の判斷は、釋放の熟するに至つた時期まで留保するのが正當であると述べた。また大審院は刑法典上の他の處分が適用し得られる場合に於ては、保安監置は無用であると判示して居るけれども、リーチュの見解に依ると大審院の此の説には賛成する譯にはいかな

い。蓋し保安監置なるものは刑法典上の他の處分に對して決して補充的の處分たるものではないのだからである。事情に依つては數個の處分を同時に適用する必要のあることがある。此の場合にあつては何れの施設が一番適當な施設たるものであるかを決定するのは執行官廳の仕事である。保安監置は警察の一定の計畫に依る監督の處分丈で充分な場合でなければ無用とする事は出来ない。

最後にリーチュは更に犯罪生物學の問題にも論及した。蓋し此の學問の見識は犯罪人の社會的豫後を決定する上に特に重大な意義を有する次第だからである。リーチュは犯罪生物學が從來の經驗上累犯の公算を大ならしめる幾多の因子を分類したことを指摘した。それは不良點 *Schlechtpunkt* (ストゥムブルに依る) として表示されて居る次の十五の因子である。即ち遺傳的素質、尊屬親に於ける遺傳的犯罪性、教育的環境の不良、學校の成績の不良、始めかけた受業の完結し切れないで了ふこと、不規則な仕事、十八歳未満の犯罪、前科四犯を超えること、特に累犯の頻繁であること、各地方間の犯罪、精神病、酒癖、刑務所内に於ける一般行狀の不良、三十六歳未満に於てする施設よりの釋放、釋放後に於ける社會的關係及び親族關係の不良等である。不良點がそれ自體丈では決定の契機となり得るものでないことは素より言を俟たない所であつて、究極に於て大切なのは犯人の人物の全體としての評價である。所が恰も此の領域で更に資料を蒐集するのが必要なのであるから、リーチュは判決中で被告人の經歷を敍説するに當つて、不良點並に若しあつたとしたら善良點 *Gutpunkt* にも相當に言及するのが望ましいと述べたのである。

(二) 其の他の保安及び矯正の處分

國司法省局長樞密參事官ドクトル・エル・シェーファー氏は「保安監置を除く保安及び矯正の處分」についての講演に依つてリーチュの所論を補充し、一九三四年乃至一九三七年の期間に於ける數字について保安監置以外の保安及び矯正の處分、即ち療養院及び養育院への收容、酒癖矯正所若は節制訓練所への收容、勞働留置所若は救護院への收容、去勢及び職業執行の禁止等の處分が果してどれ丈の意義を有するものであるかを明かにした。是等の處分は刑ではないのであつて寧ろ民族協同體の保安の爲の役に立つのであるから、刑に較べると著しい區別がある。即ち刑と云ふ見地の下に於てする判斷にとつては原則として犯行の當時に於ける事情が標準となるのに反し、以上に述べたやうな處分の場合にあつては裁判の時期に於ける状態が大切なのである。刑は犯人の責任を前提とするが、是等の處分は犯人の危険性を基礎とする。刑は一定の期間を限つて言渡されるものであるのに反し、處分は原則として不定の期間について命ぜられ、其の目的が必要とする間繼續するのである。

かやうに一般的に敍説した後シェーファーは個々の處分に論歩を移した。療養院及び養育院への收容は特に重大な意義を有する處置である。收容は獨り裁判所の爲し得る所であるのみに止まらず、警察も亦之を爲し得る。檢事は犯人たる者の精神病の認定された場合に裁判所に依る收容の命令を促すか、それとも收容を警察官廳に一任するかを決定するの權を有するに過ぎない。犯罪が重大なものなく、裁判所をして事實關係を説明せしめる必要がないと認められる場合にあつては、後なる方法を

執るのが合宜的である。收容は保安の爲にも役立つばまた矯正の爲にも役立つのであるけれども、重きを爲すのは保安の目的である。治療の見込の全然存在しない場合に於つても、公安が犯人の監置を必要とするときは收容を命ずることが出来る。シェーファーは精神病者 Psychopathe を療養院に收容するのに反対であるが、それは精神病者は原則として治療よりも寧ろ厳格な指導を必要とするものだからである。只犯人が不斷に醫師の監督守護を必要とし、此の醫師としての監督守護は、主として監視を事とするのみで患者に對する看護と云ふ點に關する素養を持たない保安監置施設の役員の能くし得る所でない場合に限り犯人を療養院に收容すべきで、其の他の場合に於ては保安監置への收容を優れりとすべきである。どの收容形式が犯人にとつて適當なものであるかが疑はしいときは、刑法第四十二條 n (譯者註) に依り二つの形式を併科的に命ずることが出来る。此の場合に於ては執行官廳は適當な收容方式を定めるのに必要な行動の自由を有する。犯人が歸責無能力者又は限定歸責無能力者であつて裁判所が收容の命令を見合はせたときは、判決中で其の理由を開示することを必要とする。親族とか又は後見人とか云つたものが任意的に施設に收容する旨を約束したからと云つて、必要な收容を見合はせることは許されない。

(譯者註) 刑法第四十二條 n の法文は左の通りである。

保安及び矯正の處分は併科的に之を命ずることを得。

酒癮矯正所若は節制訓練所への收容は全然治療 Heilung と云ふことを目標とするものであること

はシェーファーの指摘して居る通りであつて、治療の見込が最初から全然なく、且社會公共を保安する爲には常人を監置することが必要である場合には、酒癮矯正所若は節制訓練所への收容を言渡すことを許されない。此の場合に於ては恐らく療養院若は保安監置への收容が問題となるものである。

シェーファーは現行法の二つの欠缺につき注意を促し、犯人が責任無能力ではあるが社會的に危険ではなく單に治療を必要とするに止まる時には、收容を命ずべき法文上の手懸りがなく、また手續法上の理由、例へば恩赦に由つて刑を言渡すことの出来ない場合に於ても亦同様であると述べた。

労働留置所若は救護院 Heilanstalt への收容は、例へば乞丐とか浮浪者とか労働嫌忌者とか賣笑婦とか云つたやうな、危険ではないけれども怠惰で消極的に非社會的な犯罪人定型について問題となる處分である。所が犯人は労働留置所に於ては労働を強制されることになつて居るのであるから、労働留置所へは少くとも尙ほ或る程度までは労働の能力を有する者でなければ收容することは出来ない譯である。現行法は、裁判官が當初からして労働能力を持つて居ないものと認めて居る非社會的性格者を、救護院に送ることを裁判官に許して居ない程度に於て此の點に欠缺を存するものである。

風俗に關する危険な犯罪人の去勢竝に職業の執行の禁止は拘禁を伴はない保安及び矯正の處分に屬する。去勢 Entmannung は特定の犯罪人についてのみ許される處分であつて、公安が去勢を必要とすることが其の前提である。此の條件にして具はるときは、醫者である鑑定人が去勢の方法で達成しやうと企てて居る結果の發生する公算が少いと云ふことを充分な理由を以て述べた場合に於ては、去

勢の命令は見合はせないことになつて居る。露出症 Exhibitionist の場合に去勢處分が効果を収めるものであるかどうかと云ふことは、學說上まだ遺漏なく解明し盡されたものとは云ひ難い。犯人が既に生殖能力を持つて居ないと云ふ事實は去勢を妨げるものではない。蓋し生殖能力のないと云ふことと Sterilisation は去勢處分の主眼とする性慾の衝動をなくして了ふものではなくて、只生殖能力を失はしめるに止まるものだからである。風俗に關する危険な犯罪人については裁判所はまた、犯人が刑の服役を終了した上で、更に之を保安監置する必要はないものであるかどうかをも審査する必要がある。普通是等の場合に於ては去勢と保安監置とは同時に併科的に命せられるであらう。犯人が歸責無能力者である場合に於ては去勢を命ずることは出来ないことになつて居るのは、現行法の重大な欠缺である。外國人に對して去勢處分を評すか否かと云ふことは、一に犯人が内國に於て公安にとつての危険を脅威するかどうか依つて決定されることである。去勢處分の言渡を受けた者が國外に追放される場合に於ては、執行官廳は去勢處分の執行を見合はせることが出来る。

既に執行された去勢處分の效果については、今日の所ではまだ終局的の判断を下し得るまでには立至つて居ない。蓋し此の法律の施行以來經過した時日は、まだ終局的の觀察を許すまでに多く年月を重ねて居ないからである。けれども部分的検査の結果は既に注目すべき有利なるものがある。特に被去勢者の累犯に至つては今日までの所極めて稀であつた。

職業の執行の禁止は甚しく大なる意義を有するものではない。特に多くの職業の階級的秩序や之に伴ふ名譽裁判上の手續は裁判所に依つて行はれる職業の禁止を無用ならしめて居るのである。職業の禁止を命令するに當つては、職業の禁止がどの程度まで及ぶものであるかを判決主文で明かに認識せしめることが大切である。

保安監置よりする釋放

國司法省參事官ドクトル・アイヒラアは「保安監置よりする釋放」について講演し、此の釋放についての決定は獨逸の新刑事司法の最も困難で且最も重大な責任のある決定の一つであると稱した。凡そ監置はそれが必要であるより以上に長期に亙るべきではないが、民族協同體を防衛するの必要は、民族協同體にとつての危険がもはや全然懸念することを必要としないやうになつた場合に初めて釋放の行はれることを要求する。従つて釋放の正しい時期を見出すことは往々にして非常に困難である。若し疑ある場合には被監置者の不利益に於て決斷しなければならぬ。蓋し民族協同體の利益は被監置者の利益に優先するものだからである。釋放の時期熟するに當つて爲すべき被監置者の將來の行狀に關する見込は、決して形式的に立てることは出来ない。此の見込は被監置者の經歷や其の性質を周匝に審査することを必要とする。行刑や保安監置の從來の執行の效果を評價して、それから被監置者の現在に於ける心的状態についての觀念を獲得するやうにしなければならぬ。アイヒラアは保安監置の場合にあつては不定期間に亙るの故を以て被監置者には随分手痛い印象を與へるのを常として居るにも拘らず、其の永續的效果は長い間若は極めて長い間監置の行はれる場合に限り、期待

することが出来るものであることを指摘した。従つて法定の考試期間を最初から短縮してかかると云ふやうなことは切實に戒めなければならぬことである。少年犯人に對して保安監置の言渡される場合にあつては釋放の時期の熟したか否かを審査するに當つて、常人の犯罪が特別の素質に基く早期の犯罪 *Fühkriminalität* であつて將來についての有利な見込を許さないやうな性質のものであるか、それとも寧ろ發育障礙に由つて影響させられた犯罪であつて、追々成熟して行くにつれて消滅して了ふことの出来るやうな種類のものなのであるかをよく取調べる必要がある。釋放についての決定を爲すに當つて特に大なる意義を有するのは犯罪生物學の經驗であつて、従つてアイヒリアの強調して居るやうに此の犯罪生物學の領域上に於て不斷に資料を蒐集し、特に行刑や保安監置其の他の拘禁を伴ふ保安處分の執行の點に於ても、はたまた特に被釋放者を觀察することに依つても資料の蒐集に努める必要がある。蓋し此の場合に獲得された知識は、他の多くの場合に於て釋放についての決定を爲す上に著しく助けとなるものであるからである。釋放の際特別の義務を課すると云ふことは常に細心の審査を必要とすることである。特に其の履行の可能であることが豫め既に經濟的に確保されてあらねばならぬ。被釋放者を監視すると云ふことは必要である。それは事情次第で適時に釋放を取消す事を得しめる爲に必要なのである。蓋しそれ自體では輕微なことのやうに見える違反が既に累犯の危険の決定的の一徴候であることがあるからである。

最後にアイヒリアは、釋放並に取消の決定は何人に委任するのが適當であるかと云ふ問題に論及し、

氏が前に主張した見解とは違つて此の問題の決定を裁判官に委任するのは合宜的でなく、また正義の拒むべからざる命令にも一致するものではないと云ふ論結に到達した。釋放並に取消は典型的に裁判官の裁判らしい決定たるものではなく、従つてアイヒリアは此の點についての規律を更新するに當つては、保安施設の存在する地を管轄する控訴院の検事長 (*Generalstaatsanwalt*) に委任するのが一層合宜的であると述べた。控訴院検事長が決定を爲すに先だちすべての關係に意見を徴することを必要とするのは勿論である。

*

*

*

*

*

經濟並に外國爲替

經濟法の比較的狹隘な領域についての論述に先だち包括的な諸論として獨逸國民經濟の發展並に現狀に關する二つの一般的な講演が行はれた。四ヶ年計畫委員會幹事、邦參議ノイマンの行つた四ヶ年計畫の經濟的國家政策的意義の説明は本誌(ドイツチェ・ユースチツ誌)の他の箇所に掲載するであらう。更に獨逸帝國銀行理事トロイエの講演も全體的觀察を與へるのに役立つ次第である。

我が國に於ける外國爲替管理

此の講演者の演題は「我が國外國爲替管理」と云ふのである。講演者は先づ戦後多數の國で執ることとを餘儀なくされた外國爲替管理上の處置についての簡単な回顧を以て講演を始め、ドイツやオース

トリーでは戦争中並にインフレーション時代既に外國との支拂取引に制限を加へることが必要となつた旨を指摘し、次に一九三一年の夏に勃發した信用に對する恐慌に遡るわが國今日の外國爲替管理の制度に論及し、あらゆる外國爲替管理上の處置をよりよく理解する爲に先づ外國爲替の領域上に於ける若干の概念を説明し、平時に於ける外國爲替取引の處理を敘述し、外國爲替政策上普通に使用されて居る手段を論じ、是等外國爲替政策上普通に行はれる手段は信用に對する恐慌の一度發生した後にあつては、貨幣本位を維持するには到底充分でないので、以下に於て述べるやうに外國爲替の管理を行ふ必要を生ずるに至つたものであると述べた。

外國爲替管理の法律的基础は外國爲替管理に關する法律並に多數の附屬法、命令、規程、告示等に存する。かやうに澤山の規定を生ずるに至つたのは我が國の外國爲替が常に悪化しつつあつたが爲である。外國爲替管理の領域上に於ける一切の事件についての最高の審級機關は國經濟大臣である。資本、有價證券、勞務の給付、移住並に旅行等の各取引に於ける許可はオーベルフィナンツプレジデント Oberfinanzpräsident の爲替課、貨物輸入についての外國爲替證明書 Devisenbescheinigung は監督課の付與する所である。税關並に關稅通脫者處罰機關 Zollfahndungsstelle は外國爲替の規定の遵守に注意し、之に對する違反を追究する。獨逸國銀行は一大範圍の任務を引受け、一般の外國爲替の申込や引渡を監督し、外國爲替取引を獨占する。此の場合獨逸國銀行は國內各地に於ける其の支店、外國爲替銀行、手形取引所 Wechselstube をも利用するものである。獨逸國銀行は又一切の中止問題 Still-

haltefrage をも管轄する。獨逸金割引銀行 Deutsche Golddiskontobank 獨逸國外債の轉換金庫 Konversionskasse 並に獨逸計算金庫 Deutsche Verechnungskasse も亦外國爲替管理に割込んで居る。法律は外國爲替上の内國人 Deviseninländer と外國爲替上の外國人 Devisenausländer とを區別し、其の國際籍の如何は一向斟酌して居ない。外國爲替に關する規定は外國爲替上の内國人の全部に適用されるのであつて、其の間二つの原則に支配される。先づ第一に一切の外國爲替價值 Devisenwert の届出並に引渡が規定されており、また他方では外國爲替上の外國人の爲にする一切の給付につき許可を求むべき旨が規定されてある。所が我が國の輸出貿易はわが國の外國爲替の昂騰に著しく貢獻する次第であるから、輸出貿易に由來する外國爲替上の収入は「輸出爲替統制」 Exportvalutakontrolle に依つて特別に監督される。

外國銀行から獨逸の商人に與へた短期間の信用を統制する爲には、一九三一年秋先づ半年間を以てバーゼルの中止協定 Basler Stillhalteabkommen が締結された。此の統制は後來「獨逸信用協定」として年々伸長された。中止信用 Stillhaltecredit の償還は今日では内國に於ける特殊の勘定で行はれる。此の所謂「登録預金」 Registerguthaben については若干の内國に於ける利用方法が規定してある。獨逸各邦、地方團體及び其の他の公法上の團體の短期の外國銀行債務は獨逸の公法的債務者の信用協定に依つて捕捉される。此の信用協定の下には屬さない獨逸の外國債務は獨逸に於ける外國の資産投資に於けると同様外國爲替管理法の適用を受けるものである。かくの如き債務並に此の種の投資の取崩

しに由來する金額に對する償還は獨逸の外國爲替銀行に於ける差止勘定 *Sperkonto* に拂ひ渡すことを必要とする。差止勘定は許可のあつた場合でなければ處分することは出来ないのである。此の使用の制限は制限を受けないライヒスマルクに比較して差止勘定の評價を低下せしめるの結果を惹起した。一九三一年七月十五日以後は確實な外國爲替に於て獨逸國に流入した外國の信用、即ち所謂新信用は償還の制限は受けるものではない。利息の支拂や償却の義務及び之に類似の定期的に反覆される給付については、一九三三年の中頃に振替の支拂停止令が發令された。爾來はかくの如き金額は契約上の辨濟期到來の場合にあつてはライヒスマルクを以て外國債務者の利益に於て、獨逸に於ける外國債轉換金庫に支拂ふことを必要とする。當初轉換金庫は利息支拂の一部を確實な外國爲替に於てし、殘餘を所謂假證券 *Scip* に於て續行することが出來た。併し一年後には現金振替 *Bartransfer* は全然中止することを餘儀なくされた。現在では債權者には轉換金庫の確定公債 *Fundierungsanleihe*、*schreibung* であつて外國の貨幣本位になつて居るものが交付される。所が外國との有價證券の取引は資本の海外逃避 *Kapitalflucht* や有價證券の空賣買 *Erfoltschiebung* の可能性を提供する次第であるから、此の領域も亦幾何もなくして外國爲替の管理中に包含せしめられることとなり、嚴格な統制の下に置かれることとなつた。此の目的の爲一九三二年四月には獨逸國銀行に統制課を設けて有價證券取引の全部を監督することゝなつた。

貨物の輸入の支拂の爲には元來外國爲替官署が従前の輸入の範圍に基く所謂一般的の許可を與へたものであつたが、此の許可の利用の方法に著しい制限が加へられることゝなつた結果として獨逸の輸出の益々大なる部分がライヒスマルクに於てする對價の支拂に對して特別勘定を以て償却されると云ふ結果を來した。其の結果として生ずる新しい債務はわが國の輸入組織の形式を根本的に一新することを必要ならしめた。此の形式の一新は一九三四年の九月に「新計畫」を以て行はれたのである。ここに於てか輸入は日常的の外國爲替の變動と一致せしめられることゝなり、貨物輸入の支拂の爲の許可の付與は一部分新に設置された監督機關に委任された。わが國の貨物の輸入の支拂は今日では主として大抵のヨーロッパ諸國、並に二三の海外諸國との間に締結された計算及び支拂協定 *Verrechnung und Zahlungsbekommen* の範圍内で行はれる。此の特に外國の催促に基いて生じた計算協定は外國爲替の缺乏に由つて凍結状態に在つた債權を漸次に支拂ふのにも役立つものである。運動の自由の範圍の擴大された結果としてわれ／＼には新しい支拂協定が齎された。蓋し此の支拂協定は計算の代りにまた双方の側の債權の個別的決算——特に確實な外國爲替に於て——を規定して居るのであつて、其の際尙ほ外國爲替上の殘餘額が残存する筈だからである。例へば一九三八年七月の英獨間の協定に於ては貨物の交換について、一〇〇對六〇の割合が獨逸の利益に協定された。更に生活上重要な原料品の輸入を爲し得る限り擴張する爲に若干の他の決済方法が展開された。此の種類に屬するものは私的の計算行爲、内國的支拂の爲にする外國人特別勘定に關する取極、並に原料信用行爲である。更に別段の輸入方法は所謂トレードファイナ信用 *Tradefinanz-Kredit* の要求から生じた。けれども私的の相殺行

爲は往々にして獨逸の輸入を騰貴せしめ、正常の輸出行爲を閑却せしめ、若は必ずしも絶對的には必要でない貨物の輸入を招來する事の望ましからぬ附帶的現象を來したのであつた。所が外國爲替の騰貴は廣く我が國の輸出の發展に依存すること大なるものがあるのであるから、輸出の維持及び増進の爲に追加輸出手續 *Zusatzanfuhrverfahren* が展開された。

資本及び貨物の取引の外に外國爲替の決済に關する外國との其の他の一切の經濟關係も外國爲替管理法上取締られなければならない所のものに屬する（とりわけ航海取引、免許及び特許、保險取引、旅行交通、不動産賣買などであるが、外國との交通に於けるあらゆる種類の幾多の附帶的費用も亦決して其の最後に下るものではない）。

わが國の貨幣本位を擁護する爲に設けた外國爲替管理上の施設はわが國の内國經濟にも、はたまたわが國の外國との經濟關係にも往々にして多大の負擔を課することゝなつたのであるが、是等の施設は近い將來に於ては之を無用とする見込は立たない。蓋し是等の施設はわが國の經濟政策の範圍内に於ける一つの重要な任務を果すことを必要とする次第だからである。かやうに外國爲替管理法上の處置が重大な意義を有するものであるの事實に顧みるときは、民族的同胞各個が此の領域上に於てわれから進んで協力するに至らんことを期待せざるを得ない。また公訴官廳は必要の場合にはわが國の外國爲替管理に關する規定を發動させなければならない。とは云へ此の場合外國爲替管理法に對する違反は必ずしも常に惡意に歸著せしむべきものではなくて、寧ろ不知や過失に其の原因を有することが

あるものであるのは斟酌しなければならない所であらう。

外國爲替管理法

外國爲替管理法は國經濟省參事官ベルグホールドが其の「外國爲替刑法」*das Devisenstrafrecht* に關する講演中で豫告して居るやうに近日中に新しい形式で世に見えることゝなるであらう。外國爲替刑法をもつと統一的な、もつと要領を得易いものにしよといふ希望は、外國爲替管理法の規定を脱法するのを能く禁止することが出来る場合に初めて實現されるのであることは今更云ふ迄もない。蓋し外國爲替管理法の從來の發達はどんなに禁止や制限を嚴しくしてもそれは、偶々以てそれ等の規定の新しい脱法を導くに過ぎなかつたことを明示して居るからである。そこで一九三一年七月十五日の外國の支拂手形を以てする取引に關する第一次外國爲替管理令以來今日に至るまでの經驗に基いて、補充的振替方法 *Ersatztransförmöghelikeit* の全等級表 *Skala* を作成することが出来る。此の等級表は外國人の爲にする内國人間のライヒスマルクの支拂から不動産の助けを以てする振替にまで及ぶものである。加之補充的振替の制限の益々歩を進めた結果として海外移住者は益々意識して外國爲替管理法上の制限を無視するやうになつた、此の點に於ては送狀を附すること *Unterfakturierung* に依り、また外國に移住した輸出商の側に於ける輸出債權の取立に依る財産の移動竝に外國移住者に依つて行はれる貴重物件の携行を典型的の場合たるものと認むべきである。かくの如き違反や脱法行爲に由つてわが國の外國爲替管理の甚しく脅威されるのを豫防する爲には、手痛い刑が必要である。

一人の犯人の犯した數個の外國爲替管理法違反の行爲相互間の關係は、刑事裁判官にとつて多大の困難を醸すのを常とする。如何なる場合に一罪 *Tateinheit* を存し如何なる場合に數罪 *Tatmehrheit* を存するか。如何なる場合に數個の外國爲替管理法の違反行爲が連續犯としての關係に立つものであるか。如何なる場合に法條競合 *Konkurrenz* を存し、從つて數個の行爲に由つて數個の外國爲替管理法上の構成要件は實現されて居るけれども、一つの規定の刑罰の制裁は他の規定の制裁の下に吸収されるものであるかについての疑義があとからあとから頭を擡げて來る。大審院の判決は是等の問題のすべてに對してまだ包括的の解答は與へては居ないのであつて、其の然るはとりわけ個々の外國爲替管理法の規定の目的が容易には定め難いことが少くない爲である。外國爲替管理法の規定の目的とする所は獨逸國の對外支拂の決済を調整するに在るとか、獨逸國の貨幣本位を維持しようとするに在るとか云ふ見解は未だ以て充分盡したのではない。けれども外國爲替管理法や其の個々の規定の目的を精確に定めると云ふことは、數個の相連續する外國爲替管理法違反の行爲の中の一つが單に危険の状態を造り出すに止まるか、又は現に存在する危険の状態を深化するものなのであるか、それともまた外國爲替管理上有害な結果が招來されたのであるかを決定するについての條件なのである。

外國爲替管理法と云ふのは外國爲替の管理を遂行するのに役立つ法規の全體を稱するものである。凡そ經濟と云ふものがすべてそうであるやうに、外國爲替の管理も亦現存して居る需要を出來る丈よ

く満足させるのを以て目的とするものである。管理の方法はすべての需要を満足せしめるには足りない手段を使用して、需要が其の切實さの順序に從つて満足されるやうにすること、現存する手段を増加すること、及び新しい切實でない需要の發生を極力阻止することに在る。國民經濟上の需要の外に他の外國爲替を必要とする他の澤山の需要が存在して閑却することを許さないものがある。即ち例へば文化上の需要と軍事上の需要とである。從つて外國爲替管理の目的は獨逸國民の是等の需要のすべてを満足させるには足りない外國爲替をば、需要が其の緊切の順序に從つて満足させられるやうに、また更に適當な處置を以てして出來る丈あらゆる需要の満足を開始するやうに在る。此の終局的の目的に役立つものは即ち個々の外國爲替に關する規定である。併しここに看過してはならないのは是等の規定は往々にして終局の目標には從屬するけれども、それ自體獨立した目的を有するものであることである。此の從屬はして居るけれども、同時にまた獨立しても居る目的は、それ自體を觀察するに於て外國爲替の管理を以て志して居る最終の結果がまだ問題ではなくて寧ろ差當つての處單に脅威されて居るに止まる場合にあつても、違法の攻撃に對して保護されることを必要とする所の一つの法益である。此の意味に於ては個々の部類に屬する外國爲替管理に關する規定はそれが外國爲替管理の終局的の目的に直接役立つと、單に間接的に從屬的の目的を追求することに依つてのみ外國爲替管理の終局的の目的に役立つのであるとは間はないのである。

講演者は其の所論の論結を次のやうな諸原則に於て總括した。大審院が展開した危険の状態の階段

的深化から終局的な外國爲替管理上有害な結果に至るまでの諸原則は、共同の目的に依つて總括された規定の部類に屬するいろ／＼な規定を侵害する外國爲替管理法上の違反行爲にのみ適用することが出来るのであつて、それ以上に互つては法條競合や若は補充關係などは外國爲替管理法に於ては、外國爲替管理法上それ自體としては重要でない犯行が經驗上外國爲替管理上有害な行爲の豫備を成すの故を以て、獨立の犯行として處罰されて居る場合に限り之を認めることが出来るのである。外國爲替管理法上の違反行爲の連鎖中の自然の關係にある一つの環が數個の外國爲替管理法上の規定に對する違反を包含するときは、是等の違反行爲の一つに對する刑罰の制裁は、犯人が前行の違反行爲を以てしては例外的に違反された規定の一般的目的には違反しないで、寧ろ單に後來の外國爲替管理法上の違反行爲を豫備したのに過ぎないと云ふ理由を以ては、後來の違反行爲の刑罰の制裁に對して補充的關係に立つものではない。大切なのは只個々の違反行爲が其の種類上違反された規定の目的に違反したものであるかどうかと云ふこと丈であつて、犯人が具體の場合に當該の違反行爲を以てして何を企てたのであるかは重要視するには足りないのである。

經濟と刑法

外國爲替刑法 *Devisenstrafrecht* 以外の經濟の刑法については地方裁判所判事ドクトル・メーヌケが總括的概説を行つた。此の刑法は經濟に關するすべての法規に於けると同じやうに依然として尙ほ

盛んに發達の道程上に在るものであるが、今日でも既に三つの法域を明瞭に區別することが出来る。物價法 *Preisrecht* (物價形成法 *Preisbildungsrecht* と物價監督法 *Preisüberwachungsrecht*) 山林及び木材の市場法 *Marktordnung der Forste und Holzwirtschaft* を包含する農業市場法 *landwirtschaftliche Marktordnung* 竝に市場及び經濟の秩序に關する其の他の法律がそれである。

かやうな次第で物價法は法律的規律の核心を成すものであるが、云ふ迄もなく此の法律は其の關係に於て殆ど見通しのつかないものがあつて、是が適用に當つては第二次四ヶ年計畫及び此の計畫以來の時期に連る其の發生史を斟酌しなければならぬ。物價法は二つの制裁手段を認めて居る。行政官廳の科する所である秩序罰 *Ordnungsstrafe* と刑事罰 *kriminelle Strafe* とである。此の二つの制裁手段は選擇的に提供されるのであつて、秩序罰を科する場合には刑事罰は除外される。實際上に於ける重い意義は秩序罰の有する所である。刑事刑法については法定刑の特殊な組織が行はれて居て、一九三六年十一月五日の第二次施行令の白紙法定刑 *Blankettstrafrohung* は物價法にとつては極めて輕微な意義をしか有するものではないし、また一九三六年十一月二十六日の導入命令 *Überleitungsverordnung* の第二號は直接適用することの出来る刑罰法規は全然掲げては居ないのである。公訴は殆ど例外なしに只告訴に基きてのみ行ふことになつて居る。

經濟刑法の他の領域上では刑事的の法定刑は附屬の法律の規律と總括されて居て、其の實際上の適用は何等特別な模様を示すものではない。此の領域に於ても秩序罰は存在し、農業市場法に於ては刑

事罰は廣く驅逐されて了つて居る。秩序罰の刑事罰に對する關係については尙ほ争があるけれども、疑を容れないまでに何等か別段の規律の存在しない以上は *ne bis in idem* (一事不再理) の原則の適用があるものと認めざるを得ない。

交 通 法 Verkehrsrecht

「交通事故」は今次の開會中極めて多方面から精査された。日一日と熾んになりつゝある交通なるもの、刑法の領域に齎す任務を解決する爲に寄與するの目標に於て行政官は刑事裁判官と、警察官は裁判官 (Richteramt) と一致を共感したのである。

鐵道交通刑法

國鐵道院理事ドクトル・チエヌマンは鐵道交通事故の發生した場合に於ける鐵道と司法との間の合理的な協同作業の必要と、例へば鐵道側の監督官廳の裁決の場合に於ける裁判官の審査權のやうな鐵道交通刑法上の幾多の重要な問題に聽衆の注意を集めたことであつたが、併し氏の議論の中心に位するものは一九三七年十月二十一日の大審院刑事第二部の判決についての論議である。此の判決は遮斷機を具へた鐵道の踏切前に於ける自動車運轉手の法定の注意義務、特に自動車運轉手は踏切の遮斷機の下りて居なかつた場合にどう云ふ態度を執ることを必要とするかと云ふ點に關するもので、非常に激烈な論争のあつた判決なのであるが(之については尙ほ一九三八年の「ドイツチエ・ユースチツ」誌百十七頁所載の

論文を参照ありたい)、講演者の意見に依ると、遮斷機の下りて居ないと云ふことは決して直ちに以て危険を齎す列車の接近を適時にみづから承知すべき自動車運轉手の義務を免れしめるものではないと云ふ大審院の所見は、至極適切であるのに拘はらず獨り自動車運轉手社會からばかりでなく法曹界からも攻撃されて居る。此の點につき講演者は特に此の大審院の判決に對する殆どすべての批評家の看過して居る一九三四年十一月二十日の改正法の法文に於ける鐵道建設及び運行法第七十九條の規定に、公衆は遮斷機を具へた踏切を横斷するに當つては特別な注意の義務を負ふものであつて、然も此の義務たるや遮斷機が下りて居ると居ないと由つて異なるものでないとして規定してあるのを指摘し、遮斷機が下りて居ないと云ふことは自動車の運轉手に於て自由通行の信號たるものとして看做すことを得べき交通信號と見る譯には行かないのであつて、國道路交通法の法文からして既にかゝる解釋には反對なのであると説いた。

併し乍らこゝに取扱はれて居る問題の法律的意義の及ぶ範圍の如何は暫く度外視するも、此の種の交通事故について國鐵道院の蒐集した數字的報告も亦興味深いものがある。一九三七年度には全國の踏切では殆ど毎日七件の自動車事故と自動車を以てする脅威が行はれたのであるが、其の際遮斷機を具へた踏切に於ける事故の數は遮斷機を具へない踏切に於けるよりも著しく多きに上つて居る。即ち一九三七年度に於て適正に閉鎖した踏切を突破した自動車運轉手の數は一千二百を下らない有様である。惟ふに踏切と云ふものを全然なくして了ふと云ふことは經濟上の理由からして到底不可能なので

あつて、國鐵の沿線上に存在する等高の踏切七萬三千を全部撤廢し之に代ふるに陸橋、地下道若は側道を以てすると云ふことは數十億の巨額に上る經費を必要とするであらう。然らば此の數字の報告も亦刑事司法が、不注意にして無遠慮な自動車の運轉手に對して力強く國鐵を支持すると云ふことが、どんなに大切であるかを示すものに外ならない。

道路上交通刑法

道路上交通刑法 *Straßenverkehrsstrafrecht* を論じたのはベルリン地方裁判所部長ドクトル・ワルテンブルグで、氏の所見に依ると道路上交通刑法なるものは今日ではそれ自體一つにまとまつた研究領域を成し各別の取扱を是認せしめるものである。とは云ふもの、「刑法」と云ふ概念は極く廣義に理解されなければならぬのであつて、それは獨り刑法的規範の正常な解釋の理論としてのみに止まらず、寧ろ交通法規に對する違反者に對して協同體を防衛し、犯人に贖罪を爲さしめる協同體の要請の貫徹としても廣義の解釋は必要である。此の考察方法は現代法曹の觀念によく適合する所以であると云はなければならぬ。蓋し現代の法曹の行動は法律を法律的に理解するのみに制限されるものではなくて、彼等にして若し實生活に迂遠ならざらんとするれば隨時の現象の社會的意義の全部を盡して餘蘊なからしめることを必要とするからである。所が交通は日に益々熾んとなつて來るの致す所として、かゝる進歩と歩調を一にする彈力的な立法が必要であるから、交通刑事裁判官は道路上に於ける秩序の新しい形成に際しては立法者にとつて指針であることが出来るのであるし、また之に依つて特

に示唆の多い任務を果すことも出来るのである。かやうな次第で例へば實生活の多趣多様であることに精通して居る法曹は具體の場合に、何人が職業的の自動車運轉手なのであるかと云ふ問題に關する場合に正しく行動することが出来る。此の點につき常に満足を與へる公式と云つたやうなものは、大審院の判例を斟酌しても從來未だ曾て見出すことが出来なかつた所である。けれども職業的の自動車運轉手に依る過失傷害は親告罪ではないのであるから、此の點に於ける解決は重要である。講演者は將來の規律について、交通上の事故にあつては處罰を告訴に繋らしむべきではないと云ふ提案をした。道路上に於ける無規律を處罰する上には通常同時に交通協同體 *Verkehrsgemeinschaft* である民族協同體の利益が決定的の契機であるからである。講演者の次の論鋒は交通刑法に於ける *dolus eventualis* (未必的故意) の問題、竝に自動車法第二十三條と刑法第三百三十條との競合の問題に向けられた。講演者は先行權 *Vorfahrtsrecht* については貨物自動車の爲にする規律を贊成者と共に提案し、運轉手逃亡 *Fahrenflucht* の概念については法律の外見上の字句には反對して——判例に於て既に一般に承認されて居るやうに——人若は車體の確認を免れる者は、既に運轉手逃亡の罪を犯したものであると云ふことを指摘した。交通上の問題を裁判する法曹の資格は、法律の適否を試験する試金石となる事實をば異論を容れないまでに立派に確認することの出来る場合に初めて證明されるものである。此の仕事は困難である。蓋し係争の事實は大抵の場合一秒の何分の一と云ふ瞬間に行はれるのであるし、然もまた他の半面に於ては此の事實は、其の影響の及ぶ全幅に互つて究明することを必要とする

次第だからである。されば被告人の取扱も特別な注意が必要である。蓋し被告人は大抵の場合己れ自身を明瞭に認識しなかつたが故を以て、起訴に對して餘蘊なく答辯することの全く出来ない状態に在ることも少くないからである。従つて被告人の答辯に矛盾がありとするも、それは大抵の場合事態を曖昧にしようとする被告人の悪意に出るものではなくて、寧ろ變化の多い出来事が事故がどうして発生したのであるかの考察を爲すことを得ざらしめる爲に外ならないことが多い。また事故の經過について證人としても、役に立ち得べき者も稀にしかなく、大抵の證人は事故の既に発生した場合に初めて事故に氣がつくのを常とするのである。當該の自動車内に乗り合せた者の證言も注意を以て評價しなければならぬ。本當に眞正の事故の證人は觀察装置 Anschauungsgerät (「玩具」Spielzeug) の形式で補助の手段の彼等に手交される場合に證言が容易ならしめられる。其の外客觀的事實をよく捕捉 (證據確保 Spurensicherung) することに依つて證人の證言の信憑性を審査することを得せしめられることが随分ある。交通刑事事件に於ける判決の理由を起案するに當つては特別の注意が必要である。特に大審院は事實の記述の精確であることに高い要件を課するものである。けれども刑の量定原由も詳細に論述することを推稱しなければならぬ。それは恩赦機關 Gnadenstelle や警察にも自動車運轉手免狀取上げの決斷についての基礎を提供する爲である。

立體寫眞撮影装置

交通上の事故が不斷に増大しつゝあるが爲に特に警察の新たな任務の前に直面せしめられるに至つた。

苟も交通を妨害する有害な車輛を斥け、交通をして並び自由なることを得しめんが爲には事故の場所を成るべく敏速に且成るべく確實に撮影することが必要である。此の目的に補助手段を提供せんが爲に警察はツァイス寫眞器會社に向つて刑事警察の目的の爲に立體寫眞撮影装置を完成せんことを奨勵した。其の基礎を興へたものは測地 Landesaufnahme の目的の爲にする大型の撮影及び映寫装置である。けれども警察の範圍内に於てする使用にとつては是等の装置は問題とはならなかつた。そこで操作が簡單で働きの精確な小仕掛の装置を造ると云ふツァイス寫眞器會社に課せられた任務は見事に果され、新ツァイス装置に依つて行はれた撮影作業は此の装置があらゆる要求を満足せしめると共に、刑事警察の目的の爲にも特に適當であることを證明した。立體寫眞撮影術 Stereophotogrammetrie oder Raumbildmesstechnik と云ふのは大體に於て普通の寫眞の暗箱を使用して立體寫眞 Stereobild を撮影し、此の一對の寫眞を立體寫眞觀覽鏡を使つて空間的に觀察し、可動的の測長目盛の助けを以てそれを當つて見ると云ふ點に存する。平面圖若は斷面圖を作成する上に重要な地點はすべて可動的の測長目盛を繋ぎ合せた鉛筆を以て圖表上に書き留めるのであつて、かやうにして得られた諸點を相互に結合することに依つて平面圖の線と側面圖の線とが出来上るのである。今次の講習會の聽講者がツァイス工場で此の装置を視察したことは既に述べた。國刑事警察廳刑事評定官 Kriminalrat des Reichskriminalpolizeiamtes ヘルムート・ミュラーは立體寫眞術竝に刑事上の技術に於ける其の適用を、印象の深い寫眞を使用したの講演に依つて説明し、其の際同時に將來人體測定學上の頭蓋骨測定や犯罪人の再

刑認識や犯罪人の生體についての犯罪生物學的測定作業にとつて、此の裝置の有する意義がどれ程大なるものがあるか今の所では豫測し兼ねるものがあるのを指摘したのである。

警察並に検事

最初の著手

警察の發動と其の検事との協同作業はどう云ふ風に形成したら合宜的であるかは、ドクトル・チンデル (Ministerialrat beim Reichsführer und Chef der Deutschen Polizei im Reichsministerium des Innern) が「最初の著手」(刑事訴訟法第六十三條(譯者註)に關する講演中で具さに之を論じた。抑も國刑事警察廳 Reichskriminalpolizeiamt 並に全國に互つて設置された刑事警察本部 Kriminalpolizeileitstelle と刑事警察署 Kriminalpolizeistelle に於て犯罪鎮壓の機關を總括した爲に、從來行はれて居たよりも遙に有效にあらゆる刑事上の事象を捕捉利用するの道が開かれた。加之刑事警察官の訓練が現代的のあらゆる方法を以て促進された點から云つても、警察の衝撃力は昔に較べて遙に増進されたのである。是と同時に刑事警察の實際上に於ける地位も其の關與する範圍の擴張と云ふ意味に於て既に全然自然的に變つて來た。此の發達に實に舊來の法律を理性的に解釋したのと、また検事と刑事警察との間の協同動作が深い信頼に基いて行はれたのとに由つて格別の動搖もなしに實現された所であつて、新刑事訴訟法中に其の結晶を見出すであらう所のものである。

(譯者註) 刑事訴訟法第六十三條の法文は左の通りである。

警察及び保安勤務の官吏は罪となる行爲を究明し、事實の曖昧化を豫防する爲に遷延を許さざる一切の處置を爲すことを必要とす。

前項の官吏は其の調書を遲滞なく検事に送致す。裁判所の審問行爲を敏速に施行する必要ありと認めらるゝときは、此の送致を直接區裁判所に宛てゝ爲すことを得。

國家保安の任務と機關

ドクトル・ベムト (Oberführer, Ministerialdirigent beim Reichsführer und Chef der deutschen Polizei) の講演は警察制度の法的權限の問題の説明の範圍を遙に超えるものであつて、其の「國家保安の任務と機關」に關する議論は同時に氏の立場から見た哲學的觀察であり、世界觀的議論であつた。

ナチス革命の當時まで獨逸國を支配して居た個人主義的人道主義的根本見解は、國家の保安機關の任務を専ら各個の國民を保護する夜番 Nachtwächter としての任務だとしか解釋することは出来なかつた。國家の保安機關にとつての政治的任務としては、憲法を以て確定された競技規則に基いて不斷に黨派の争をのみ是れ事とする政治的狀態の擁護の任務丈しか問題とはならなかつた。現在の政治狀態は如何なる場合に擁護することを必要とするのであるか、何人に對して防衛することを必要とするのであるかは度々政權を掌握した黨派や大同團結の定める所であつた。かやうな任務を執行することに依つて國家の保安機關は、結局あらゆる政治的方針から平等に憎惡されるに至つたのである。之に反してナチスの民族的的基本觀念からは必然的に、超個人的、超時代的總括的存在としての民族や其の指導當局並に協同體の秩序即ち國家こそ國家の保安機關に於て其の擁護的行動を傾注すべき唯一の價

値たるものであるとする觀念が生じて来る。所が各個人の生活價値は民族の生活現象に於て包含されて居るのであるから、それで同時に個人も亦保安機關の保護に均霑するやうになるのである。民族の保安、従つてまた國家の保安の任務は是で全然新しい内容と特別の威嚴とを有するに至つた。此の特別の威嚴は此の任務の主體の地位が根本的に一變したことに於て表明されるものである。

民族並に其の形造る國家は對外政策的戦線より脅威する危険に對しても、はたまた世界觀的政策的戦線 weltanschaulich-politische Front より脅威する危険に對しても平等に擁護されることを必要とする。凡そ餘りに狹隘な地域上で平等に權勢と生活的發展とを欲求する意思を展開させる數多の民族の自然の競争が、不斷の戦争の状態を生ずるに至らしめるのは已むを得ないことであつて、干戈を交へての戦争は偶々以て此の不斷の生活的戦争の極く極端な例外的の場合に過ぎない。そこで敵である民族の對外的權勢の發展に對しては、此の干戈を以てする以外の戦争は間諜や怠業の醸成の手段を以て行はれ、民族の意思の力や協同體の力の中に看取することの出来る「戦争の潜勢力」potential de guerre に對しては、人心の政治的壞敗と云ふ手段を以て行はれるのである。

個人主義的的人道主義的世界觀と民族的世界觀との間の超克することの出来ない對立からしてモスクワとユダヤ人とに於て具象化されて居る、あらゆる民族的國家に反對する方向の不倶戴天の仇敵關係を生じ、此の相敵視する状態は兩者の生死存亡を賭しての一大戦争を導くに至らしめる。個人主義的的人道主義的方向は其の戦争に於て先づ其の非合法的な若は國家を仇敵視する手段を以て、其の黨與や

若は手先の力に依つて國家を顛覆しようとする外、主として個人主義的的人道主義的見解を奉じて居る國民の指導の任に當つて居る彼等の代表者を通じて此の國民を民族國家に對する干戈を以ての戦争に誘はうとし、場合に依つては結合された力を以つてして内面から民族國家に對して、止めのひと刺しを與へやうと骨を折つて居るのである。

此の危険に對する防禦の主體は獨逸警察總監 Reichsführer und Chef der Deutschen Polizei の下に統轄された居る警察護國隊 Staatsschutzkorps der Polizei である。警察に於ては特に秘密國家警察 geheime Staatspolizei と刑事警察 Kriminalpolizei とに區分された保安警察 Sicherheitspolizei が豫防の機關である。黨と國家とが新しい警察護國隊に結合したことの實際的意義は、ナチス運動の方法で全國民をば自分自身を防衛する爲に搖り覺ますと云ふことを最後の目標として、各個の民族的同胞の協力を國家の保安機關に仲介することが出来る點に存し、また黨と國家とが新しい警察護國隊に於て結合することの政治的意義は、此の黨と國家の何れにも根據を有する護國警察隊は政治的國家的責任の主體である何人もが、一面に於てはみづから危険豫防の勤めに當ると共に他面に於ては常にわれから決して民族的同胞を國家の仇敵視しないやうな態度を執ることに依つて、自分の態度で民族や國家を防衛する爲の闘争を促進せんことを要求することが出来る點に存するものである。

出版物及び出版法

出版及び出版刑法については啓蒙宣傳省參事官教授ドクトル・シュミット・レオンハルト氏が講演した。ナチスの新出版法は舊來の自由主義的出版法のやうに警察規範の法 *ein Recht von polizeilichen Normen* に刑罰の制裁の附け加へられたものではなくて、寧ろ一個の體系法 *ein Organisationsrecht* たるものである。舊來の出版法は個人の自由の基本的権利の行使を客體として居るのに反し、ナチスの出版法は公の任務の履行を取扱ふものである。即ちナチスの出版法は公の職業法 *öffentliches Berufsrecht* たるの性質を有し、もはや己れに平行的に出版刑法を伴ふ一個の警察法 *Polizeirecht* の性質を有するものではないのである。

從來の法は形式的には只極く僅かの部分丈け廢止されたに止まるとは云へ、それにも拘らず新法に依つて廣範圍に互つて時代後れとされて了つた。出版物が公の任務の主體として組織され、新しい權利義務の下に置かれたことに依つて、警察並に刑事裁判官の監督は其の法律的に尙ほ存續して居る限りに於ても其の實際上の意義を失つて居るのである。

ナチスの政權獲得までは出版法は一八七四年五月七日の法律に於て總括されて居て、其の外に營業條例とか刑事訴訟法とか云つたやうな出版法以外の法律に尙ほ若干の特別規定を存するに過ぎなかつたものであるが、新出版法はそれから見ると外見上遙に大規模なものであつて、それは次の諸法源に

託してある。

1. 一九三三年十月四日の編輯人法並に其の施行令、出版業關係職業裁判所 *Berufsgericht der Presse* の手續法並に獨逸出版業組合全國聯合會規約、
2. 一九三三年九月二十二日の獨逸國文化會議所の規定、
3. 一九三三年九月十二日の經濟宣傳に關する法律 *Wirtschaftswerbung* 並に施行令及び獨逸經濟宣傳委員會 *Verberat der deutschen Wirtschaft* の告示、
4. 一八七四年五月七日の出版法中の尙ほ適用される規定、
5. 一九三三年二月四日及び二十八日の緊急勅令並に一般警察法にして出版法の領域上に於ける其の特別の制限が此の緊急命令の第二次命令に依つて廢止されたもの。

今日の法律狀態の特徴を成すものは次の根本思想である。

現行法は稱して出版物 *Presse* と云ふのは圖書 *Schrifttum* に對して専ら定期刊行物 *periodische Presse* のみを指すものと解して居るのであるが、此の區別は新聞や雜誌に對する考察の變つて來た結果に外ならないのであつて、新聞や雜誌は定期の刊行物でない圖書とは違つて遙に力強い最大の精神的作用を輿論の上に及ぼす手段として政治的に評價され、法律的に理解されて居るが爲に外ならない。

定期刊行物の中では、政治的ではないものとして表示されて居る雜誌の制限された範圍を度外視す

れば、原文形成 *Textgestaltung* の任務は編輯人法に於て特別の規律を受けた。凡そ編輯人 *Schriftleiter* なるものは他の文化職業の主體よりも遙に大なる程度に於て公の任務の主體たるものである。即ち編輯人は政治的指導當局の助手に外ならないのである。此の場合に注意すべきことは編輯人と云ふ概念は發行人 *Verleger* と比較すると云ふやうな意味に於て理解すべきではなくて、寧ろ單に原文形成の任務を特に法律的に取扱ふと云ふ意味に於てのみ理解すべきであることである。發行人も往々にして編輯人たることがあり得る。

定期出版物並に圖書に關する一切の職業は獨逸國文化會議所 *Reichskulturkammer* に於て職業階級的に總括されて、新法の適用下に置かれる。出版物に關する職業 *Pressberuf* として獨逸國出版業會議所 *Reichspresskammer* があり、非定期の圖書としては獨逸國圖書刊行業會議所 *Reichsschrifttumskammer* がある。此の後者は書肆の全部をも包括するものである。編輯人も公法的専門的會議所聯合會 *Öffentlich-rechtlicher Fachverband der Kammer* としての獨逸國出版業全國聯合會 *Reichsverband der deutschen Presse* に於て總括されて獨逸國出版業會議所に屬するのであるが、併し獨逸國文化會議所法内では前掲の編輯人法の規定の適用を受ける。

編輯人の職業を執行する権限は獨逸國文化會議所への入會を條件とするのであつて、入會は普通に許される所であるが、然し具體の場合に於ては特殊の事情の下に入會を拒絶し又は除名を行ふことも出来るのであつて、此の入會の拒絶又は除名には職業執行の禁止の効果を伴ふのは云ふ迄もな

50

新聞紙の廣告欄に關する監督は獨逸國經濟宣傳委員會 *Werberat der deutschen Wirtschaft* に屬する。獨逸國經濟宣傳委員會はとりわけ一九三三年十一月二十一日の第三次告示を以て廣告制度の此の重要な部分を規律した。此の告示は第二七號に於て責任ある廣告指導者 *verantwortlicher Anzeigenleiter* の概念を定めて居るのである。

出版法の領域上に於ける警察權は、一九三八年二月二十八日の緊急命令に依つて擴張されはしたけれども、それは寧ろ第二次的の任務をしか有するものではなく、編輯人法や獨逸國文化會議所法の手段を以てして充分でない場合に限り適用されるのであつて、即ち特に望ましからぬ新聞紙の發行を全然禁止する爲などの場合に其の發動を見るものなのである。

職業權 *Berufsrecht* については講演者は特に次のやうに述べた。

編輯人の公の義務は編輯人法第十三條乃至第十五條に規律してあつて、此の職業上の義務に對する違反は職業上の犯罪 *Berufsvergehen* として職業裁判上の手續 *berufsgewichtliches Verfahren* に於て秩序罰又は職業の執行の禁止を以て罰せられる。職業裁判所 *Berufsgewicht* の言渡した處分は懲戒罰としての性質を有するものであつて、刑事罰としての性質を有するものではない。特別の場合に於ては啓蒙及び宣傳大臣は直接處分を爲すの權を有する(編輯人法第三十五條)。「責任ある編輯人」*verantwortlicher Redakteur* の制度からは根本的に離れて出版法上の責任をそれが常に眞實の責任者に該當

するやうに規律してある。

定期刊行物や圖書の出版に従事する其の他の職業人 *Berufstätiger* は獨逸國文化會議所法第一次施行令の第十條に依る純粹の行政手續の適用を受ける。之に依ると獨逸國文化會議所の個々の會議所長は會員が甚しく横著を構へて居る場合には會議所から除名することが出来るのであつて、之に由つて同時に此の會員の職業の執行が禁止される次第である。此の手續も亦懲戒的の性質を有するものである。會議所は此の職業部類の特別の義務を、客觀的な法の淵源 *Quellen objektiven Rechts* の性質を有する規定として定めることが出来る(獨逸國文化會議所法第一次施行令第二十五條)。

講演者は結論として出版刑法 *Pressstrafrecht* に論鋒を向け、先づ一八七四年の出版法及び一九三五年六月二十八日の國法竝に編輯人法の罰則(第三十六條乃至第四十三條)を論じた。

此の懲戒罰法に類似した職業刑法 *Berufsstrafrecht* の刑事的な出版刑法に對する關係に於ては、*bis in idem* (一事不再理)の原則の適用はない。官吏の懲戒罰法に於けるが如く職業法は職業階級の淨化には役立つけれども、刑罰的應報に役立つものではない。出版刑法の社會的名譽裁判所の刑罰權に對する關係に於ても同じことが云ひ得られる。

若しそれ出版刑事訴訟法に關しては、舊來の出版法には印刷工場に對する差押權の制限に關する規定を掲げて居たのであるが、是等の規定は緊急命令に依つて著しく其の效力を減殺されて、其の實際上の意義を殆ど全然失つて了つた。

風俗に關する犯罪に對する鬭争

(一) 墮胎の彈壓

我が國に於ける出生の數字は漸次上昇しつゝにも拘らず大獨逸國民にとつては毎年現状を維持する爲の必要數 *Bestandserhaltungszoll* 換言すれば獨逸國民を絶滅から擁護する爲に必要な約百五十萬の出生數には、まだ十萬以上の生體出生 *Lebendgeburt* が不足して居る。此の不足額の發生する主な原因は墮胎 *Abtreibung* である。墮胎の數も一九三三年以前の時代に較べると減少はして居るけれども、更に墮胎を彈壓する爲の特別な處置を講ずることをしなかつたとしたら、此の數字は是れ以上減少することはないであらう。一九三三年の前年度、即ち一九三二年度に於ては獨逸では二十五萬乃至百萬の墮胎數が見積られて居る。今日でもまだ、毎年十萬人以上の墮胎があるものと覺悟しなければならぬ状態である。

墮胎の彈壓について講演したのは地方裁判所判事ドクトル・プライザアであつて、氏は先づ歴史的回顧を行つた後現行法に論及した。凡そ墮胎の客體は生きた胎兒であるけれども、胎兒が生存能力乃至は發育能力を有することは必要ではない。此の犯罪の主體は妊婦若は第三者であるが、第三者の犯行は第三者が故意に因り胎兒殺害行爲を實行する以上は妊婦の犯行に對する共犯なるものではなく

て、寧ろ一個獨立の犯罪 *delictum sui generis* たるものである。

墮胎手段の供給は原則として單に從犯たるに止まるものと看做すべきであるが、それが營業的に行はれる場合にあつては獨立の犯罪となるに至るものである。

營業的墮胎の場合にあつては、從來は個々の妊娠状態の中絶を刑法第七十四條(譯者註)の意味に於ける獨立の行爲として看做し、然も全體として唯一の犯罪として、且刑事訴訟法第二百六十四條(譯者註)の意味に於ける唯一の犯行として解釋されて居たものであるが、是が爲に營業的犯人は、如何なる犯行たりとも贖罪させずには置かないと云ふナチスの要求とは相容れることの出来ないやうな方法で庇護されることとなるし、また特に刑法第二十條^a第二項、第四十二條^b(譯者註)に依る保安監置を命ずることをとりわけ此の場合に然るべき所であるに拘らず、行爲の營業的所犯の趣を以て保安監置を命ずることは許されなかつたので、大審院は本年に至つて其の數十年に互る見解を抛棄し、各個の墮胎殺害 *Fruchttötung* を獨立の犯罪として且刑事訴訟法第二百六十四條に所謂獨立の犯行として看做すのを止むを得ない仕儀と觀じたのである。

(譯者註) 是等の刑法及び刑事訴訟法の法又は左の通りである。

刑法第七十四條 數個の獨立の行爲を以て數個の重罪若は輕罪を、又は數回に互つて同一の重罪若は輕罪を犯して之によつて數個の有期自由刑に該りたる者に對しては併合刑 *Gesamstrafe* を言渡すべく、此の併合刑は犯人の該る最も重き刑を加重したる刑とす。

刑種を同じくせざる數個の自由刑の競合する場合にあつては前項の加重は其の種類上最も重き刑につきて行ふ。

併合刑の刑量は其の該りたる各個の刑の合計額に達することを得ず、且十五年の重懲役、十年の輕懲役若は十五年の禁錮を越ゆることを得ず。

刑事訴訟法第二百六十四條、判決發見の客體は公訴狀中に記載せられたる犯行にして公判の結果の示す所のものとす。

裁判所は公判手續の開始に關する決定の基礎となりたる犯行の判斷に羈束せらるゝことなし。

營業的墮胎を連續的行爲と認めるのはそのこと自體としては可能であるけれども、數人の婦女に對して墮胎罪を犯した場合には此の見方は除外される (*Jochstr. Rspr. 1938 Nr. 779*)。

客觀的の構成要件の前提は胎兒殺害の違法性である。一九三五年六月二十六日の法律の法文に於ける性病罹患の子孫豫防に關する法律の第十條^a及び第十四條の特別の條件の存在する場合にあつては、胎兒殺害の違法性は存在しない。此の場合に注意しなければならないのは、前記の法律の第十四條は一九三五年七月十八日の第四次施行令第五條に依つて著しく制限されたことであつて、此の規定に依ると妊娠中絶 *Schwangerschaftsunterbrechung* は鑑定機關が手術が必要であると認められた場合に初めて行ふことが出来るのであつて、只妊婦の身體及び健康にとつて直接の危険を存する故を以て手術を猶豫することの出来ない場合は此の限りではないと云ふことになつて居るのである。此の鑑定機關の設置竝に構成と其の手續については命令を以て細目に互つて精細に規律してある。是等の規定は胎兒の殺害が違法でない場合の終局的の規律を成すものであつて、其の他の理由、例へば所謂社會的徵候(經濟的困窮)などは、所謂道義的若は法律的徵候(強姦若は其の他の犯罪に由つて惹起された妊娠)の如きものであつても、刑法第二百十八條(譯者註)の意味に於ての責任を阻却することは出来ない。

5。何となれば其の程度に於ては斟酌するに足りない刑法の錯誤に外ならないからである。(R.G. in D.J. 1938 S. 465 を参照せられたる)。

(譯者註) 刑法第二百十八條の法文は左の通りである。

婦女己れの胎兒を母體中に於て、又は墮胎に由つて殺害し又は他人の殺害を許容したるときは禁錮に處す。

母胎内に於て、又は墮胎に由つて胎兒を殺害したる妊婦以外の者の刑亦前項に同じ。

本條の行爲の未遂を罰す。

妊婦の承諾を得ることなくして又は營業として本條第二項に記載したる犯行を爲したる者は重懲役に處す。妊婦に墮胎の爲の藥劑若は器具を供給したる者の刑亦同じ。減輕すべき情狀を存するときは三ヶ月を下らざる輕懲役に處す。

此の序に講演者は、一九三五年六月二十六日の法律第十四條の條件そのものゝ存在する場合に理由なくして鑑定機關の意見を聽くことをしなかつたのは決して墮胎たるものではなくて、單に一九三五年七月十八日の第四次施行命の第十四條に依る輕罪を認めることしか出來ないと云ふ見解を表した。

最後に講演者は營業的墮胎犯人を保安監置する權能が餘りに行使されなさ過ぎることを指摘し、更に主張された墮胎行爲が事實上行はれたものであるか、それとも誇張されたに止まるものであるかを明確に確認することの出來ない場合に於ては、墮胎と詐欺との選擇的認定 *alternative Teststellung* の權能を與へられてある點につき注意を促した。

氏の講演の第二部に於ては氏は先づ墮胎事件に於ける手續を論じ、營業的墮胎犯人に對する手續は

己れの胎兒を殺害された妊婦其の他の關係者などに對する手續とは分離するのがあらゆる點から見て相當であることを指摘し、墮胎事件を處理するに當つては事件の處理に従事するすべての者について婦人科學的經驗と法廷に於ける經驗との兼ね備はつて居ることが切實に必要である。また被疑者を最初に訊問するに當つて既に鑑定人を立會はしめることも必要であるとした。

墮胎事件に於ては醫師の默秘の義務を認める餘地は全くない。獨逸國醫師法第十三條の條件は墮胎事件に於ては常に具はつて居るのである。

最後に講演者は、墮胎事件にあつては證憑湮滅の危險の存在することを原則として肯定せざるを得ないことを指摘した。

それから墮胎手段並に營業的墮胎犯人の自己防衛上の掛け引並に是が反駁の取扱がプライザアの講演の大部分を占めた。

プライザアは其の議論の終りに臨んで將來の刑法は恐らく墮胎にもつと著しく大なる意義を認め、罰則を擴張し且之を重くするに至るであらうことを指摘した。

(二) 醫療上の手段を以てする風俗に關する犯罪の彈壓

醫療上の手段を以てする風俗に關する犯罪の彈壓は内務省參事官ドクトル・メヂチーネ・リンデンの講演する所で、氏はほゞ次のやうに述べた。

犯罪人の犯行に對して民族協同體を防衛すると云ふ思想は今日、風俗に關する犯罪の彈壓の領域上で醫者と法律家とが協同作業の爲に力を協せることが出来るやうにさせて居る。是亦第三帝國の贏ち得た成功の一つである。以前は醫者や其の背後に在る連中は、風俗に關する犯罪人は可愛想にも抗拒し難い衝動の壓迫に餘儀なくされて行爲を爲すに至つたものである。其の常軌を逸して邪道に墮ちたのは體質的に制約されての結果であるとしてよく主張したものである。此の議論は此の種の風俗に對する犯罪人は其の犯罪について責任を負はしめる譯にはいかなないと云ふ論結を生じた。所が今日では刑と云ふものゝ意義が犯罪人の犯行に對して協同體を防衛すると云ふことになつ居るのであるから、醫者と法律家とは互に相補完し合ふものである。即ち醫者の任務は犯罪の由つて來る所以のものを探究して罪を犯すに至つた者につき將來また罪を犯すものと豫期しなければならぬかどうかを判断し、醫療上の方法で犯罪の傾向を阻止することの出来る場合にあつては、適時に之を豫防するに在る、併し法律家の任務は遺傳的素質と環境の意義を明かにし、醫學の進歩の現状を絶えず承知し、民族協同體にとつて個人から生ずる危険を除去する爲の醫者の勸告の適時に行はれる餘地を設けて置くことがあらねばならぬ。

性的犯罪 *Sexualdelikt* の領域を爾く困難ならしめるものは、既に禁止されて居るものと看做すべき所のもとのまだ認許されて居るものと看做すべき所のものとの間の限界が非常に曖昧であると云ふ事實である。正常の性的活動にしてからが既に著しく曖昧のものであつて、性慾の強弱を左右する肉體らねばならぬ。

性的犯罪 *Sexualdelikt* の領域を爾く困難ならしめるものは、既に禁止されて居るものと看做すべき所のもとのまだ認許されて居るものと看做すべき所のものとの間の限界が非常に曖昧であると云ふ事實である。正常の性的活動にしてからが既に著しく曖昧のものであつて、性慾の強弱を左右する肉體らねばならぬ。

的精神的の病的状態は非常に多い。是等の病的状態の第一に位するものは内分泌腺の病氣で、内分泌腺の病氣の中では胚種腺の故障がまた主なる役割をする。之に反して性慾を必然的に特定の方向に緊張せしめる特定の疾病状態は認められて居ない。往年行はれたかくの如き報告（スタイナーハの學説の如き）は覆されて了つたものと認めざるを得ない。性的犯罪は寧ろ極めていろいろの原因から發生するのであつて、低能や老衰性痴呆は特定の行爲、例へば兒童に對する姦淫行爲を導くことがある。けれども性的犯罪の主なる原因は正常でない精神状態（病的心理 *Psychopathie*）に存することがある。然も此の正常でない精神状態は精神病（*Geisteskrankheit*）と解釋すべきではなくて、寧ろ異常の反動の傾向たるものとして解釋すべきであるのである。

ドクトル・リンデンは此の序に所謂同性愛 *Homosexualität* の問題をも論じた。同性愛にあつても精神薄弱若は精神病の存在を以て衝動變質の原因たらしめることの出来る場合があり得る。けれども同性愛者の大多數は精神薄弱としても看做すことが出来なければ、また精神病としても看做すことの出來ないものであることは更めて論ずるまでもないことである。また免るべからざるに至る必至の勢として同性愛に走るに至らしめる肉體若は精神の病的状態なるものも全然存在しない。また同性愛が遺傳的で従つてまた宿命に制約されるものであることも證據立てられては居ない。同性愛の遺傳と云ふことは問題とはなり得ないのであつて、寧ろ單に精神的常軌逸脱の遺傳性を云々することが出来るに過ぎない。此の精神的常軌逸脱は恐らく或る程度まで本人を動かして同性愛に驅り立てるであらうけれど

も、併しさればと云つて他のどの種類の病的心理とも別様に取扱ふ必要はないのである。色情倒錯には決して統一的原因は存在しないのであるから、色情倒錯に陥つて居る者の取扱も従つて亦統一的たるものではない。

精神病が原因として確認された場合に於ては、此の基本的の害悪を治療することが出来る以上は之を治療しなければならない。精神病的基礎に立脚する色情倒錯の場合に於ては精神療法 *Psychotherapy* が効果を収めることが出来るのであるけれども、併し性的犯罪を弾壓する爲の國家的處置としては問題たるものではない。去勢 *Kastration* は本來變質した衝動そのものに指向されるものではないのであつて、寧ろ強烈な性的衝動を低減する爲に施行されるのであるが、理論的には懸念を存するにも拘らず性的犯罪人を撲滅する爲の手段としては極めて有効適切な手段であることが判明した。去勢の効果は獨り内分泌腺上の現象に基いてのみに止まらず、精神療法上からも説明することが出来る。講演者の見る所に依ると、性的犯罪の犯人に去勢手術を行ふに先だち犯人に向つて犯人は手術に由つて其の狂暴な性的衝動から免れることが出来ること、犯人が釋放されて再び民族協同體に復歸することの出来るのは一に去勢手術の賜であることを説示することに由つて、豫め犯人に影響を與へ去勢の精神療法的効果を豫備して置くことは絶對的に必要である。ドクトル・リンデンは更に手術は殆どすべての場合を通じて、被術者の服役することを必要とする長期の自由刑の劈頭に行ふのが適當であると指摘した。其の理由は去勢の結果としての性的衝動が名残なく消滅して丁ふまでには一年間もか

かることがあるからである。加之此の自由刑に服役して居る間には犯人に對して前記のやうな意味に於て精神療法的に影響を及ぼす機會もあると云つた譯のものであるからである。

去勢の結果が、みづから進んで去勢手術を己が身に行はしめ、依つて以てわれからこの變質した性的衝動から解放されることを欲求するものであるの意思を表明したやうな犯罪人には、他の種類の犯罪人に於けるよりも遙に好結果であり、また其の効果も一層敏速に發生するものであることは確實である。けれども精神療法的去勢の効果に對する割前の評價は強制的去勢を拒否するまでに立至ることは許されない。

同性愛者の場合に於ても自發的の去勢が好結果を収めた。従つて一九三五年六月二十六日の遺傳病の子孫豫防に關する法律の改正法中で去勢の認められて居るのも尤もなことである。

去勢にして被手術者の肉體及び精神の發育の完結した時期に行はれるに於ては、被去勢者に著しい肉體的損害若は神経系統に對する損害を發生せしめるものではない。寧ろ逆に去勢は往々にして重大な利益を伴ふものである。即ち神経衰弱の状態も亦去勢に依つて改善されるものであることが確認された。勞働心、特に勞働に於ける根氣が昂揚されるのである。

此の効果を擧げることの出来るのは外科手術的去勢 *chirurgische Kastration* (Entmannung) 丈である。放射線に由る去勢 *Strahlenkastration* は此の方向に於ては効果のないことが判明した。

風俗に關する犯罪の彈壓の外に更に重要なのは豫防をすと云ふことである。遺傳病の子孫の豫防

に關する法律の力を借りてわが國民の中から遺傳病者を排斥したことに依つて、或る程度の豫防は既に行はれた。蓋し例へば低能者は風俗に關する犯罪の一大部分を成すものだからである。其の外少年の健全な性的感情は育成しなければならぬ。かのキリスト教的世界觀のやつて居るやうに性に關する事柄を一切罪惡として否定するのは、偶々以て色情倒錯中の或るものの發生に寄與する所以に外ならなかつたのである。色情倒錯に誘惑される危険の特に大なるものある場合に於ては、相當の對應的處置を執る必要がある。更に國家は病的若は種類を異にした頭腦の精神的產物に依つて、健全な性的感情の萎毒されることのないやうに監督を行ふことが必要である。

(三) 刑法の手段を以てする極く重い風俗に關する犯罪の彈壓

ドクトル・リンデンの講演は、それに續いて行はれた控訴院檢察長ワグナーの極く重い風俗に關する犯罪並に其の刑法の手段を以てする彈壓に關する講演に依つて著しく加補された。ワグナーは先づ、今日獨逸國民と其の將來とを何よりも大切であるとするすべての人士にとつては性的無規律、變質及び壞敗はよしんば刑法上の手段を以てしても極力克服すべく闘はなければならないものであると云ふことが既に、自明的の事柄になつて居るのを指摘した。併しナチス革命以前にあつては状態は全然別様であつた。當時所謂性的改革論者 *Sexualreformer* なる連中の趨向は十年餘に亘つて「自己自身についての人間の權利」、換言すれば自分の體軀並に第二の成年人の承諾を得た場合に其の體軀を自

由に處分する個人の自稱的權利を宣傳し、國家は此の刑罰の制裁を以て此の「權利」に干渉を加へることがあつてはならないこと、同性間の交渉を無罪とし、風俗に關する犯罪人に對する刑罰の制裁を廢止若は著しく緩和し、墮胎を自由ならしめること等其の他之に類似の幾多の事項を理由を具して要求したものである。ワグナーは此の序に當時如何にユダヤ人マグヌス・ヒルシュフェルドが己れの設立する所である性學研究所の視察に國司法省の役人を招待することを敢てして然もそれに成功したか。其の機會に彼はどんなに特に同性愛的特色を有する講演や映畫や所謂啓蒙の文書に依つて、「ここに示した異常の自然的必要」を國司法省の役人達に説得しやうとしたかを叙述した。

是等の個人主義的唯物主義的世界觀に由來する刑法的評價や性的生活並に其の肉腫たる現象の取扱やわがナチス帝國、ナチス法並にナチスの司法の今や全然一掃して其の跡を留めざらしめた所である。われわれにとつては性的紀律や風俗の範圍内に於ける苟も處罰に値ひする過誤はわが獨逸國民、其の性的道義的健全並に其の民族的將來を甚しく害し若は脅威する所以であつて、わが刑法やわが刑事司法は之に對して斷然たる決心を以て臨むの必要があるのである。

一九三二年乃至一九三六年の間に重罪輕罪の廉を以て有罪を言渡された者の總數は約三十四パーセント減少して居るのに反し、此の期間中に於ける風俗に關する犯罪の特殊領域上に於ては犯罪の數は約五十パーセントを増加して居る。そして此の増加は専ら二つの姦淫犯罪 *Unzuchtlicheit* の増加に歸著せしむべきものである。即ち兒童との姦淫行爲（刑法第七十六條第一項第三號（譯者註））の増加

と男子間の姦淫行爲（刑法第七十五條及び第七十五條^a（譯者註））のそれよりもつと甚しい増大に歸著せしめなければならぬ。其の他の風俗に關する犯罪は輕微乍らも減少の勢を示し、又は少くとも増加の勢は見せて居ないのである。

（譯者註）是等の刑法の規定の法文は左の通りである。

第七十六條第一項第三號 左の各號の一に該當するものは十年以下の重懲役に處す。

(3) 十四歳未満の者と猥褻行爲 *unzüchtige Handlung* を行ひ又はかくの如き者をして猥褻行爲を爲すこと若は猥褻行爲を忍容せしむることを誘惑したる者。

第七十五條^a の法文は少年と刑法の項下に譯載してある。

第七十五條^a 左の各號の一に該當する者は十年以下の重懲役に處するものとし、情狀特に輕き場合には三ヶ月を下らざる輕懲役に處す。

- (1) 男子暴力又は身體若は生命に對する現在の危險を加ふべき旨の脅迫を以て他の男子をして己れと姦淫行爲を爲し又は己れの姦淫行爲を加ふるを忍容せしめたるとき、
- (2) 男子雇傭、勞務若は從屬の諸關係に由つて設定せらるゝ依存關係を濫用して他の男子をして己れと姦淫行爲を爲し又は己れの姦淫行爲を加ふるを忍容せしめたるとき、
- (3) 二十一歳以上の男子己れと姦淫行爲を爲し又は己れの姦淫行爲を加ふるを忍容せしむる爲に二十一歳未満の男子を誘惑したるとき、
- (4) 男子營業として男子と姦淫行爲を爲し又は他の男子の己れに姦淫行爲を加ふるを忍容し又は是が提供を爲したるとき。

獨逸國刑事統計の示す所に依ると、兒童凌辱犯人、同性愛者並に露出症患者の此の三つの部類は、合計するとすべての風俗に關する犯罪人の殆ど四分の三（正確に云へば七十三パーセント）を成すも

のである。そして其の中三十五パーセントは兒童凌辱犯人、二十六パーセントが同性愛者、十二パーセントが露出症患者と云ふことになつて居る。

講演者は尙ほ同性間の姦淫行爲の廉を以てする犯罪の増加は、一つは一九三五年六月二十八日の刑法改正法が此の犯罪の處罰の構成要件を、同性間の姦淫行爲の一切の形式に擴張したことに歸著せしむべきである旨を高調した。更に警察の行動の嚴格になつたことも有罪の言渡の増加に寄與する所著しいものがあつたのである。一般人民も亦近年に於ける警察の教育作業の致す所として、告訴をすることが多くなつて來て是等の犯罪の彈壓を支援して居る。だから之を要するに改正法以來從來よりもより以上の同性行爲の犯行があると云ふ譯ではなくして、寧ろ從來よりも遙に廣大な範圍に互つて犯行が刑法的に捕捉され、判決されるやうになつたと云ふ丈のことに過ぎない。

風俗に關するあらゆる犯罪に對する訴追の壓迫が強化されたことと、檢事や警察が人民に依つて支援されるやうになつたことは、兒童凌辱のいろいろの場合の發覺や判決の増大に寄與する所大なるものがあつたことは疑を容れない。ワグナーは更に一步を進めて自分自身の觀察に基いて、最近十年に於ける體育の助成のよく行はれた結果として、女性にあつては従前に比し平均約一年乃至二年身體の性的成熟を早めるやうになり、即ち約十二歳若は十三歳にして性的成熟が到來するやうになつたので、それにつれて全體としての肉體的發育の到來も早まつて來て居る。さう云ふ譯で此の十二歳や十三歳の少女は往々にして十六歳乃至十七歳にも達して居るかのやうな印象を喚起するものであるが、

然も是等の少女の道義的精神的發育は身體の發育や性的成熟と歩調を一にしないものがあるから、是等の少女を誘惑するには特に困難を感じないと云ふ有様であると云ふ見解を披瀝した。

以上述べた所からして明白であるやうに児童との姦淫行爲、男子との姦淫行爲、露出に由る猥褻行爲の場合は數上實際上風俗に關する犯罪の最も重要なものである。従つて是が刑法的彈壓は重大なる意義を有することなのである。

児童との姦淫行爲

児童凌辱 *Kinderschändung* は殆ど男子たる犯人に依つてのみ行はれ女子たる犯人に依つて行はれることは稀有であり、また大抵は女子たる児童に指向されてあるのを常とし男子たる児童に指向されることは極めて稀であるが、此の犯罪は經驗上いろいろの犯人典型に依つて犯されるのを常とする風俗に關する犯罪である。是等の犯人典型は特に、

變質に因り児童についてのみ其の性的慾望を起す少數の犯人、

少年にして思春期の錯亂に於て且それに因つて性慾を喚起されて児童に暴行を加へる者、

少壯期に在る血氣熾んな男子にして性的衝動が過當に強烈であり抑制される所がない結果として児童を襲ふ者、

老衰期に在る。若は殆ど老衰期に近い児童凌辱者。是は數上可也に多數、などである。

判例は刑法第七十六條第一項第三號の刑罰に非常に廣汎な適用範圍を與へて、児童との姦淫行爲の處罰價値ある場合はすべて——猥褻の觸接を除くの外猥褻の見物若は露出、児童に對する猥褻な圖畫の呈示などすらも亦——遺漏なく捕捉することが出来るやうにした。

此の點につきワグナーは健全なる民族的感情上單に不適當な行狀を無遠慮に發揮した丈で——假令エロチックに高調はされては居るけれども——法律の意味に於ての猥褻行爲たるものではない場合に、刑法第七十六條第一項の銳利な武器を濫用するのを戒める所があつた。

男子との姦淫行爲

同性愛の場合にあつてもわれわれはいろいろな種類の犯罪人定型に遭遇するものである。

ワグナーは氏自身真正の同性愛者と稱して居る一小部分の者にあつては身體の組織に根據を有する生れ乍らの衝動傾向を存するものであるとする見解である（異説ドクトル・リンデン）。氏は自分の知つて居る二つの例に依つて自説を證據立てて居る。だが非常に多數の場合は外部よりの影響に歸著せしむべき同性愛的傾向たるものであつて、此の所謂似而非同性愛者 *Pseudohomosexuelle* に屬するものはとり分け左の各種の犯人である。

外部的事情、例へば長期に互る離隔、容姿の醜怪又は疾病等のやうな外部的事情の爲に婦女との交渉の杜絶して居るの故を以て同性愛的行動が補充的行爲 *Ersatzhandlung* を意味するに過ぎない犯人、

其の衝動方向が尙ほ動搖して居て、明確に正されて居ない少年、過度に昂揚された衝動生活に由來する犯人、

同性間の姦淫行爲に誘惑されたか又は之に慣らされてもはや此の邪行から脱却することが出来ないやうになつた正常者、

同性愛的密賣淫者（かげま Strichjungen）の特殊部類。

男子間の姦淫行爲に對する刑罰の防衛は、一九三五年六月二十八日の刑法改正法に依つて設けられた刑法第七十五條及び第七十五條に依つて何れの點に於ても保障されて居るのである。

露出に因る猥褻行爲

露出症患者 Exhibitionsist は殆ど全然變質した精神病者であつて衝動の發育不完全なる者であり、

其の性的變質は本人の素質に基くものである。

刑法第八十三條（譯者註）の構成要件は大體に於て殆どすべての露出症患者の處罰を確保するのに充分である。現行法は犯人を處罰する爲には他人が事實上に於て露出につき嫌惡の念を感じたに相違ないことを必要であるとして居るけれども、此の要件は將來の刑法に於ては緩和されて、行爲が嫌惡の念を喚起するに適するのを以て足ることとなるであらう。蓋し此の要件の爲に今日處罰は往々にして阻碍されて居るやうな次第だからである。

（譯者註）刑法第八十三條の法文は左の通りである。

猥褻の行爲 unzüchtige Handlung に由つて公衆に嫌惡の念 Argernis を生ぜしめたる者は二年以下の輕懲役又は罰金に處す。

輕懲役に併科して公權の褫奪を言渡すことを得。

最後にワグナーは裁判上の實際に於て兒童凌辱者及び露出症患者について、危険なる風俗に關する犯罪人の去勢と云ふ特に鋭利な武器がどう云ふ風に適用されて居るかを簡單に指摘した。氏は去勢と云ふ保安處分を實際的に適用する——男子間の姦淫行爲については法律上許されて居ないが——ことからして、兒童凌辱や露出症の場合がどんなに世間に廣まつて居り、またどんなに危険なものであるが明白となると云ふことを指摘した。即ち一九三四年に於て確定的に命ぜられた去勢六百十三件中兒童凌辱者に對する言渡は四百三十二件、即ち七十パーセントであつて、百一件、即ち十六パーセントは露出症患者に對して言渡されたものである。

更にワグナーは將來の刑法に對する見込について一言して、其の講演を終つたのであつた。

人種保護刑法

第三帝國の最も重要な法律の一つである、獨逸人の血統及び名譽を保護する爲の法律はドクトル・クローネの論する所であつた。氏は其の議論につき父祖傳來の人種の純潔を維持することの必要の認識は、何も第三帝國の發見でもなければ其の獨占的の財寶たるものでもないのであると云ふ所か

ら論歩を進めた。古代や中世にあつても人種を擁護すると云ふ思想は、民族的觀念と云ふよりも寧ろ宗教的觀念に立脚したものは相違なかつたけれども、兎に角人種の純潔を維持する爲にする嚴格な法律を持つて居た國民は随分數多くあつた。現在に於ても人種の爲の鬭争を行つて居るのは獨りわが獨逸國丈に限つたことではないのであつて、即ち北米合衆國の三十餘州は白人と黒人との間の雜婚は勿論婚姻以外の性的交渉をも禁止して居る。ここに興味のあるのは若干の州は雜婚をも處罰を以て禁止することとして居るので、脱法の目的を以て隣の州で雜婚の式典が擧げられると云ふやうなことになつて居る始末であることである。更にまた現在南アフリカでは猛烈な人種鬭争が行はれて居て、特に一面に於ては黒奴に對しては黒人と白人との間のあらゆる婚姻外の性的交渉をも處罰することが行はれて居るし、次にまたユダヤ人に對しても移住の割合が制限されて居る。尤も此のユダヤ人に對する處置は人種政策上の考慮に基くものであることを公に標榜はせず、寧ろ「非生産分子」の移住を阻止する爲と云ふことになつて居るのであるが、兎に角如何なる形に於てにせよ人種鬭争の行はれて居ることは事實である。特に最近イタリーではアビシニヤに於てもイタリー本國に於ても嚴重な人種立法が行はれ、イタリー人としては本國に於ても殖民地に於てもイタリー領東アフリカの土人若しくは人種上之に類似の者と婚姻類似の關係を結ぶことは出来ないことになつて居るし、然も亦之に關聯してユダヤ人に對する深刻な規定も設けられて居るのである。

此の法律自體は講演者も更に述べて居る通り獨りユダヤ人のみに對して指向されて居るのであつ

て、ユダヤ人以外の外國人種に屬する者には指向されるものではなく、特に専らユダヤ人以外の者に由るかくの如き人種に對する脅威は、我が國に於ては事實上決して大なる意義を有するものではないと云ふ思想から出たものである。されば此の法律は類推の方法を以てしてもユダヤ人以外の外國人種に屬する者に適用する譯にはいかないのである。

刑法の領域上に於ける一番重要な役目を果して居るのは此の法律の第二條であつて、此の規定は幾多の疑問を生ぜしめる因となつて居る。性的交渉 *Geschlechtsverkehr* と云ふ概念に關する争は今では、稱して性的交渉と云ふのは同義 *Beischlaf* の外少くとも當事者の一方の性的衝動の満足に役立つ異性との間の性的動作 *geschlechtliche Betätigung* をも指すものと解すべきであること云ふ風に説明されて居る。

法律自體は單に父母共にユダヤ人なるユダヤ人との性的交渉を處罰して居るのに止まるのに反し、施行令は父母の何れか一方のユダヤ人なる者との性的交渉をも處罰することとして居る。さればかくの如き性的交渉は一九三五年十一月十五日の此の施行令の施行以後に於ける所犯に係る場合に限り處罰することが出来るに過ぎない。

ヨーロッパに於て一つにまとまつて定住して居る民族に屬する者は、すべて我が獨逸國民と種類上類似の國民 *Staatsangehörige* に屬するものである。

前掲の第二條は直ちに重懲役を法定して居るのであつて、之を言渡すことは原則として望ましいこ

とでもあるのであるから、此の重い刑の科せられて居るのに顧みるときは裁判所並に檢事の側で法定の一切の條件、特に人種所屬の問題を根本的に審査し、若し出来ることなら之を書證を以て立證することが必要である。人種所屬の問題に疑はしい點があつたとしたらベルリンにある獨逸國氏族研究所 Reichsstelle für Sippenforschung の助力を求むべきである。

人種に對する脅威が果して實際に存在して居るものであるかどうか、即ち混血子 Bastard を生ぜしめる虞があるものであるかどうかは問ふ所ではない。繁殖能力を持たない者又は賣笑婦との性的交渉も亦罪となる。蓋し此の法律は獨り獨逸人たるの血統を擁護することを志して居るのに止まらず、獨逸人たるの名譽をも擁護することを志して居るものであるからである。

此の法律の第二條の處罰を免れる爲に國境を超えて外國に赴き、そこで性的交渉を營んだ者については、刑法第二條（譯者註）の類推の力を借りて之を刑法的に捕捉することが出来る。此の處置は刑法第四條（譯者註）に依つても妨げられるものではない。蓋し第四條第二項は決して排他的の列擧を掲げるものではなくて單に大體に於て例示的な列擧を存するのみに止まるものであるから、刑法第二條の條件の下にする加補が可能である。此の見解には大審院の大部 Großer Senat も結果に於て賛成して居るのであつて、獨逸の國籍に屬する婦女の同衾の實施を外國で誘惑した獨逸系のユダヤ人を罪となるものと判示して居るのである。性的交渉の約定が國境外で行はれたか、本國で行はれたか、外國で行はれたか、偶々一時的に國內に滯留する間に行はれたかは問ふ所ではない。

（譯者註） 刑法第二條及び第四條の法文は左の通りである。

刑法第二條 法律が罪となるものと宣言したるか又は刑罰法規の根本精神上及び健全なる民族的感情上處罰を受くるに値する犯行を爲したる者は罰す。犯行に對して特定の刑罰法規を直接適用する能はざるときは、その根本精神が當該の犯行に最もよく該當する刑罰法規に従つて罰す。

第四條 外國に於て犯したる重罪及び輕罪の故を以ては原則として訴追を行はず。

然れども左の各號の一に該當する場合にあつては獨逸國の刑罰法規に従つて訴追することを得。

(1) 獨逸國民若は外國人外國に於て獨逸國に對する大逆内亂の行爲、又は通貨に關する重罪若は輕罪、又は獨逸國の官職の主體として獨逸國の國法上職務上の重罪若は輕罪と看做すべき行爲を爲したるとき、

(2) 獨逸國民若は外國人外國に於て獨逸國に對する背叛的行爲を爲し又は國大統領に對する加害行爲（第九十四條第一項、第二項）を爲したるとき、

(3) 獨逸國民外國に於て獨逸國の國法上重罪若は輕罪と看做すべき行爲を爲し、且其の所犯の地の國法に従つて處罰せらるるとき。

犯人が犯行の當時尙ほ獨逸國民にあらざりし場合にあつても訴追を爲すことを得。然れども此の場合に於ては罪となる行爲の所犯ありたる地の主管官廳の告訴を必要とし、且外國の刑罰法規が輕きときは外國の刑罰法規を適用すべし。

外國に於て犯したる犯行の故を以て外國人を訴追せんとするときは國司法大臣の承諾ありたる場合に限り公訴を提起することを得。

人種的加辱 Rassenschande の犯行の未遂は罰する。此場合に「實行の著手」の條件はどの程度まで推し進めることが出来るのであるかと云ふことは、事實問題 Tatfrage である。けれども此の場合に標準となるのは事物の通常の經過上直接的交渉と關聯して期待することの出来ることと云ふことが標準となる。不能の客體に對する未遂も罪となる。否、不能の主體の未遂すらも罪となるものと看做され

たのであるが、併し此の場合にあつては具體的の事案について訴追が健全なる民族的感情に合致するの注意しなければならない。

主觀的の點に於ては條件付の故意 *bedingter Vorsatz* を存するを以て足りる。其の外被疑者は性的交渉を爲すに先たつて其の相手方の人種的所屬關係について確信を有する法律上の義務を有するものである。

或る者が、此の法律は獨逸人たるの血統を有する者には指向されてあるものではないとか、又はユダヤ人としての資格は宗教に依つて定まるのであつて血統に依つて定まるものではないとか、又は繁殖能力を持たない者若は賣笑婦との交渉は無罪たるものであると認めるとか、其の他「ユダヤ人」とか若は「ユダヤ的混血子」とか若は「獨逸人若は種類上獨逸人類似の血統者」とか云ふ概念についての錯誤は、斟酌するには足りない刑法の錯誤たるものと看做す。けれども或る者が其の相手方の國籍について錯誤にあつたとき、又はユダヤ人が己れの性的交渉を有して居た婦女をユダヤ人たる婦女であると思惟して居たか、又はそう思惟して差支のなかつた場合にあつては此の錯誤は斟酌するに足るものである。

第五條第二項に依ると、婚姻外の性的交渉の禁止に違反した男子のみが明示的に處罰される。婦女が共犯である場合にあつても之を教唆若は從犯として處罰することは出来ない。婦女が單に拒絶するのみに止めて居る場合に庇護の故を以て之を訴追することが出来るものであるかどうかと云ふ問題

は、現在の所ではまだ争のある問題であるが、併し庇護がそれよりも更に一步を進めて居る場合、即ち特に無辜の者に歸罪し、證人の偽誓を誘惑し、又は甚しきに至つては、己れの偽誓をも導くに至つた場合にあつては、訴追を行はなければならないと云ふことについては意見の一致を存するものである。

刑を量定するに當つて斟酌しなければならないのは、人種保護法は第三帝國の最も大切な根本法の一つたるものであること、人種の存立、従つてまたわが民族の存立は一に此の最も大切な根本法を憚る所なく實施するか否かに依つて左右されるものであると云ふことである。そこで違反者には原則として重懲役を言渡すことが出来るし、また重懲役を言渡さなければならぬ。蓋し重懲役は獨り「重い場合」に法定されてあるのみに止まらず、當初からあらゆる場合について輕懲役の代りに重懲役を科することを許し、輕懲役は専ら最初の經過の場合についてのみ規定されて居るに過ぎないからである。血統擁護法の施行以前に關係が長い間續いて居たこと又は混血子を出生せしめる危険の少いと云ふことは、刑を減輕せしめる事情として評價することは出来ない。他の半面に於ては犯人が己れの人種を黙秘し又は儲主若は信任的地位を濫用し、又は戒告を受けたるにも拘らず性的交渉を續行したとき、又は犯人が婚姻したときは常に加重的に之を斟酌しなければならない。

第二條はユダヤ人との極めて親密な關係、即ち性的交渉を阻止しやうとして居るのに反し、第三條はユダヤ人に四十五歳以下の獨逸人若は種類上獨逸人に類似した血統の者を使用するのを禁止するこ

とに由つて、少くとも若い世帯上の使用人 *Haushaltsbeschäftigte* にとつて當初から豫防の處置を講じ、かくの如き關係の發生する機會を除去しやうとするものである。獨りユダヤ人一人が世帯主である世帯のみに止まらず、ユダヤ人が同居人として同一世帯内に存在するに過ぎない場合もユダヤ人の世帯に數へられる。従つてユダヤ人たる間借人も其の世帯内で占めて居る地位に従つて、世帯をユダヤ人の世帯たるに至らしめるものである。ユダヤ人たる世帯主が世帯内に起臥することは必要でなす。世帯に於ける使用人 *im Haushalts Beschäftigte* には、先づ僱主關係 *Arbeitsverhältniss* の範圍内に於て世帯内に收容されたすべての者の外、毎日の世帯上の仕事に従事する者も之に屬せしめられる。只此の世帯上の仕事は日常の仕事の一部分、例へば晝の食器洗ひとか、洗濯とか、仕立物とか云つたものを包括するのを以て足れりとするのである。所が毎日席を同じくする場合に於けるユダヤ人に依る誘惑の危険は獨り家内的使用人について存する丈には止まらないのであるから、私人の秘書だとか、看護婦だとか、マネキン娘とか其の他ユダヤ人の僱主と密接な交渉を保つことが避くべからざる必要である類いの職業にも、此の保護を擴張しやうと云ふ熱心な運動が行はれて居る。處罰されるのは獨り世帯主のみに止まらず、獨逸國の國籍を有する者を世帯内で使用する他のユダヤ人も亦處罰されるのである。

最後に人種保護法はユダヤ人に依る國旗の濫用をも禁止して居る。此の濫用は狹義の世帯協同體 *Haushaltsgemeinschaft* にユダヤ人一人丈が屬して居るに過ぎない場合にあつても既に之を存するもの

である。

ドクトル・クローネは終りに臨んでもう一度此の法律の意義と厳格な刑の必要とを高調した。それは是等の訴訟こそは國民の間に犀利な觀察と批評とを見出すものだからである。そして氏は新刑法典の草案が「民族の力の保護」としての人種保護を刑法典の組織内に於ける其の地位上からも、また其の規定の多方面で其の法定刑の嚴格なことから云つても特に重大視して居ることを明かにして居ることを指摘したのである。

犯罪生物學

ドクトル・フォン・ノイライタアは犯罪生物學について講演した。凡そ犯罪生物學は第三帝國に至つて初めて餘蘊なく承認されるやうになつたのであるが、併し其の概念は既に前世紀末頃リストに依つて創始された所である。即ちリストは犯罪學 *Kriminologie* 換言すれば犯罪に關する理論の範圍内に於て犯罪生物學 *Kriminalbiologie* と犯罪社會學 *Kriminalsoziologie* とを區別し、犯罪生物學は犯罪の個人的因子を説明するものであるのに反し、犯罪社會學は社會生活の現象としての犯罪を説明して、犯罪の社會的形態並に其の社會的制約關係を研究するものであるとした。そこで犯罪生物學は犯罪人の肉體的、精神的性質を學問的に研究する學問である。犯罪生物學は個人其のものを究明しやうとす

るものであつて、個別的觀察から出發し、そしてまた此の個別的觀察は全然特定の統一的な原則に従つて行はれる。犯罪生物學と犯罪社會學との結合並に其の結果の吟味並に加補からして具體的の場合についての正しい判斷が獲得されるのである。

犯罪生物學なるものは果して如何なる任務を有するものであるか。

- (1) 犯罪生物學は犯罪人と刑法的效果との間の關係を組立てることによつて具體的の場合に裁判所並に検事局に司法幫助 (Jurialhilfe) を與へるものである。
- (2) 個々の處分が個々の犯罪人にどんな影響を及ぼしたか、將來犯罪人を彈壓する爲の最も有效な方式はどう云ふ方式であるかの認識は、犯罪生物學の助けを借りるに於て初めて獲得される。
- (3) 犯罪生物學は遺傳的素質の認識に役立つのであつて、犯罪人のどう云ふ素質が更に遺傳されるものであるかの問題に答へやうとするものである。此の目的の爲個々の犯罪人の研究は其の氏族に擴張される。凡そ個人の社會的給付價値を知らんが爲には其の社會的遺傳價値 (Erbswert) についても知悉することが出來なければならぬ。かうしたやり方で犯罪生物學は國家の手で行ふ獨逸國民の遺傳生物學的現在高の調査の實施にも力を致すものである。
- (4) 最後に犯罪生物學は立法者が人種衛生學上の原則を樹立するに當つても力を致すものである。

犯罪生物學は今日尙ほ建設の道程上に在るものであるとは云へ、それでも既に貴重な結果を獲得して居るのである。

フォン・ノイライターは此の關係に於て、*法廷精神病學 forensische Psychiatrie* は單に病的精神狀態を取扱ふに止まるものなのであるから、犯罪生物學は法廷精神病學と一致するものではないと云ふことを指摘した。加之法廷精神病學は犯罪生物學に於けるとは異り過去の狀態、例へば犯行の當時に於ける犯人の態度又は意思表示を爲す當時に於ける犯人の態度を研究の對象とするものであつて、假令其の間に犯人が死亡して了つて現在では此の世に無い場合にあつてもそれは問ふ所ではないのである。

犯罪生物學と刑事心理學 *Kriminalpsychologie* との間には最大の關係が成立する。只注意しなければならぬのは、犯罪生物學は個人の肉體的半面をも研究の對象とするものである。それは人は一つの精神的肉體的統一體 *eine psychophysische Ganzheit* に外ならぬからである。

果して然らば國家は如何なる機關を以て犯罪生物學上の問題を解決しやうとしつつあるのであるか。

バイエルン邦では數年來フィエルンスタインに依つて刑務所内に犯罪生物學研究所 *Kriminalbiologische Untersuchungsstelle* が設置されて居て、之を更に各地の犯罪生物學研究所に統合する組織になつて居る。獨逸國は此の規律を踏襲した。其の外に今日では是と相並んで國家の保健官署 (*Gesundheitsämter*) との間の密接な協同作業が存する。

現在では全國に七十六の刑務所犯罪生物學研究所があつて、其の上に各地の犯罪生物學研究所があり、各地の犯罪生物學研究所の上には國司法省がある。

また他の半面に於ては各保健官署の上には國保健局 *Reichsgesundheitsamt* 内の犯罪生物學研究所 *Kriminalbiologische Forschungsstelle* があり、其の上には國內務省がある。國司法省と國內務省とはそれぞれ己れの側での研究の結果を交換して、互にそれを精査し、互に加補し合ふ仕組になつて居るのである。

保險官設には醫官 *Arztarzt* が勤務して居るのであつて、犯罪生物學研究所はすべての刑務所を通じて設置されて居り、それには専任の刑務醫官 *hauptamtlicher Gefängnisarzt* 一人が任命されてあるのである。

ノイライタアは其の講演の第二部に於て細目的の問題に論及し、先づ犯罪人の心的構成の問題を取り上げた。凡そ精神異常者の犯罪人中に於ける割合は累犯犯人の場合にあつては初犯犯人の場合に於けるよりも遙に大なるものがある。犯罪生物學に稱して「異常」者と云ふのはすべて平均の標準に叶はない者を指すのであつて、此の意味に於ては天才も亦異常者たるものである。ここに於てか「異常者」*abnorme Persönlichkeit* と云ふ概念は「精神病者」*psychopathische Persönlichkeit* と云ふ概念と一致するものでないことが判る。個人の精神状態が平均の水準に達しないときは、之を低能者 *Schwachsin* と稱する。此の概念は道德的の領域にまで擴張する譯にはいかないのであつて、即ち或る者が

道義的缺陷を有する場合に之を稱して低能者と稱することは出来ない。此のことは遺傳病の子孫の豫防に關する法律に關して重要とする所である。けれどもノイライタアは實際問題としては知能的の缺陷と道義的の缺陷とは殆ど常に相伴ふものであることを高調した。

低能者は犯罪人の一大部分を成すものである。

異常な個人の大きな範圍の中では更に、感情並に意思の領域上に於て著しい缺陷を有して其の結果として自己及び他人煩累を及ぼすやうな個人、即ち精神病者 *Psychopatie* が特に目立つて居る。精神病者の中ではどう云ふ種類が犯罪人中に一番多く見出されるかと云ふ問題に對して、講演者はいろいろの實例や數字について解答を與へた。

更にノイライタアは遺傳と犯罪との間の關係を論じた。そして性質と云ふものは決して遺傳するものではないのであつて、特定の方法で特定の環境の刺戟に反動する丈の能力が遺傳する丈であると云ふことを指摘した。

犯罪と精神病との間には従前は密接な遺傳生物學的關係が認められて居たものであるが、輓近の研究の結果それは間違ひであつたことが明白となつた。犯罪人についての精神病者の率は常人についての精神病者の率に比較して決してより大なるものではないのである。

犯罪と素質との間に密接な關係のあるものであると云ふことは兄弟姉妹、特に双生兒についての研究の結果明白となつたことである。此の點について興味のある研究を行つたのはエッキスマナアであつ

て、氏は被保安監置者の子の行状を實子と養子とに従つて區別して研究した結果、研究された十八歳以上の子全部について次のやうな有罪の言渡を見るの結果を示した。

實子の場合にあつては、即ち遺傳と環境との等量である者の場合にあつては男子に於て四十七パーセント、女子に於て十パーセント、

養子、換言すれば只環境を等しくするのみに止まる者の場合にあつては男子に於て二十パーセント、女子に於て五パーセント。

そして實子の場合にあつては二十五パーセントは早くから既に罪を犯すに至り、大抵の者は累犯であつた。加之犯行形態も類似であることが判明した。

特にノイライタアは遺傳生物學的低格者は往々にして互に夫婦となるのを常とするものであることをも指摘した。

更に講演者は將來の見込の問題、換言すれば以て矯正可能なるものと稱すべきか但しはまた矯正不可能なるものと稱すべきかの見込の下に於てする、個人の將來の行状に關する判決の問題を検討した。凡そ矯正可能と云ふ概念は相對的の概念である。矯正可能の概念については人は刑法典中に規定してある處分に依つて、どの程度まで協同體内に於て他人に害を及ぼさない丈の行状をするまでに矯正され得るものであるかどうかと云ふ問題に答へなければならぬ。此の點についてもエックスナア學派は指導的地位を有するものである。スツムプルの説に依ると、左の各號の一に該當する者は益々

反覆して強力な累犯を導くに至ると云ふことである。

(a) 生來の感受性の缺乏、冷淡、

(b) 兇暴性精神病 *Hyperthymie* の意味に於ける陽氣な根本的氣分に伴ふ平均以上の活動性、

(c) 靱強なる意思並に是が基本となる抑制力の缺乏。

極く最近になつて學者は所謂不良點 *Schlechtepunkte* なるものを蒐集した。之についてのくわしいことは既にリーチユの講演を記述するに當つて論じた所であるが、不良點の數が益々増大するに従つて累犯の公算は愈々大となつて來る。是等の不良點に對して學者は善良點 *Gutpunkte* を對抗させて居るのであつて、是は其の存在する場合には累犯の公算を少いと認めしめる所のものである。だが此の方式はまだ其の終局的の結果を示しては居ないのである。

ノイライタアは其の講演の結末に於て更に去勢の問題を取扱ひ、餘りに廣範圍に互つて此の處分を適用するのを戒め、病的の性的衝動を消滅させることの確實な見込を存すると云ふことが、常に去勢の條件であらねばならぬとした。

法醫學及び自然科学的犯罪徵證學

法醫學 *gerichtliche Medizin* と自然科学的犯罪徵證學 *naturwissenschaftliche Kriminalistik* の今日の刑事司法にとつての意義について論じたのはプレスラウ大學教授ドクトル・ブロッツである。凡そ醫學

上、自然科学上の知識は法醫學者に依つて司法に役立たしめられる。そして法醫學の中心領域を成すものは暴力に由る殺人 *gewaltsame Tod* であるが、併し其の主眼とする所は死因の確認と云ふよりは寧ろ醫學及び自然科学上の研究に依つて犯行の經過を再編成するに在る。此の場合に審査しなければならぬのは、醫學上の確認 *medizinische Feststellungen* と被告人若しは證人の答辯の自然科学的證跡並に犯行の場所に關する取調の結果 *die naturwissenschaftliche Spuren und Tatortbefunde* が果して一致して居るかどうかと云ふ問題である。法醫學者は外面的事實の確認にも關與すれば、また内面的事實の確認にも關與する。例へば法醫學者は檢事に向つて當該の案件が謀殺、自殺又は災難の何れたるものであるか、どれ丈の距離から射撃されたものであるか、犯行は特定の得物で行はれたものであるか、犯人並に犠牲者はどう云ふ地位をとつたものと推斷されるか等の問題を解明する上に於ての重要な指示を與へることが出来るのである。

講演者は從來行はれて居たよりもつと死體の解剖に法醫學的施設を近接せしむべきものであると云ふことを指摘した。それは特に後になつては充分な確認をすることがもはや出来なくなり、従つて事實の客觀の確認は此の場合には往々にしてはや不可能となるに至るからである。

ブーツは次に先づ銃器に因る傷害 *Schussverletzung* の話に入り、一つの場合を擧げて自殺を自殺でないやうに見せかけるやり方を論じ、まだ餘り經驗を積まない鑑定人は此の場合ともすれば之を謀殺であると思惟することの少くないのを指摘した。銃口を身體に接著して射撃した場合に於ては、射入

口の周圍には火藥に由る硝藥量や内部で破開した火藥粒のやうな近距離射撃の證候は存在しないのであつて、是等のものは寧ろ直接創傷内に散在せしめられるものである。鑑定を爲すに當つて此の點について二つの失策の行はれることが随分ある。一つは銃創の附近に近距離射撃の證候が存在して居ない所から近距離射撃が存在しなかつたと云ふ見解に到達することである。第二には事實上の射入口が著しく大きい爲に射出口を射入口と間違へたり、又は逆に射入口を射出口と間違へたりすることである。射出口は常に射入口よりも大であらねばならないと云ふのは廣く流布して居る見解であつて、實際また射出口が射入口よりも大きいと云ふのは随分よく見かける事實でもあるけれども、銃創孔が星狀に破開して居る場合にあつては、それは原則として銃口を身體に接著して發射した射入口なのであつて、火藥瓦斯の侵入したことに由つて皮膚が内部から破開されて居るものに外ならないのである。

骨部貫通 *Knochendurchschuss* の検査は射撃の方向を充分に認識せしめる。遠距離射撃の場合にあつても射入口と射出口とは明瞭に區別することが出来る。事情に依つては彈丸又は藥莢の同一物たることの認定が重大な意義を有することがある。外面的な標識を除外しても分光寫眞に依る検査は最も細微な金屬の汚染をも確認することに依つて同一物たることを認定することが出来るのである。銃創を測深すると云ふことは鑑定人にせよ、素人にせよ原則として行ふべきでない。蓋しそれをするとき異物が丸道 *Schlusskanal* 内に挿入されることとなつて、間違つた判斷を導くに至る虞があるからであ

る。

更にブーツは墮胎の問題を論じ、特に醫者であつて墮胎を爲す者の方法を明かにした。

講演者は更に新生兒殺 *Kindestöfung* の問題に移つて、新生兒殺の場合は謬つた鑑定のもも頻繁に行はれる場合であることを指摘した。氏は特に所謂肺浮揚検査 *Lungenschwimmprobe* を無批判的に適用するのを戒め、特に近頃頻繁になつて居る所謂 *Eimergeburt* の場合に然るものであるとし、何れの場合に於ても肺の顯微鏡検査が必要である旨を強調した。分娩状態や発見された場所の詳細な状況や被覆物も新生兒殺の場合にあつては重大なる意義を有する。特に被覆物はそれが多分犯人を指示するであらうから重大な意義を有するのである。*Kübelgeburt* の場合にあつては *Eimer* の液 *Eimerflüssigkeit* を測り、之を採取して顯微鏡検査を行はなければならない。

暴力を以てする窒息死は獨り新生兒についてのみに止まらず、兒童及び成年についても往々にして不當に所謂窒息の徵表 *Erstickungszeichen* の存在(例へば斑點狀の出血)から除外されて居る。此の場合決定的の標準となるのは寧ろ傷害及び證據に基く窒息の原因の證明である。

ブーツは血液検査の際に於ける裁判所の鑑定人としての長年月に亙る經驗に基いて科學的研究の結果は完全に法廷に於て利用することが出来るものであると云ふ意見を述べ、此のことは昔乍らの血液型 A B についても、また血液型因子 *Blutfaktor* である M と N についても云ひ得られることである。講演者は此の關係に於て血液型の検査に先たち兒童の母を宣誓せしめるのを戒めた。

講演者は交通事故の再構成の可能を特に立入つて深く論じた。交通事故については死體の法醫學的検査や自然科學的刑事學的證據の評價が閑却されて解明の不利益に歸著することが随分ある。法醫學的の死體解剖は獨り交通事故に由る死亡が發生したかどうかと云ふ問題を解明する爲に必要となるものに止まるものではない。蓋し死體が引きずられて居ることに由つて自殺や災難の場合だと計り思ひ込んで、然も事實は交通であると云ふやうな場合は既に随分知られて居る所だからである。けれども罪責問題については交通事故がどんな經過であつたかと云ふことが非常に重要であるのだが、此の場合必要な解明を爲すのに只死體解剖の方法に依るの外はないことが随分あるのである。それは身體の表面は全然何の傷もつけられないで居るのに身體内部には損傷があると云ふことは、交通事故の經過上非常な特色とすることだからである。かやうな次第で身體が車體に衝突したときに人が立つて居て轢かれたのであるか、それとも既に横になつて居て轢かれたものであるか、身體は曳き摺られたか、投出されたか、それともはね上げられたかを確認することが出来る。其の或は行はるることあるべき検査の爲に被害者の衣類を細心に拾ひ上げられることも特に重要である。講演者は此の關係に於て被害者の供述を判斷するに當つては頭部を打撃した者の場合にあつては記憶力に缺陷のあるものであることと、此の記憶力の欠缺は後に至つて座談 *Konfabulation* を以て補ふことが出来るものであることに常に想到しなければならぬことを高調した。かかる病理學的現象の知識は根據のない偽誓の手續を阻止することが出来るのである。

交通事故を取扱ふに當つては酒精の作用を判断すると云ふことが決定的の意義を有することがある。酒精を飲用したと云ふ事實は血液酒精検査 *Blutalkoholprobe* の方法で客觀的に認定することが出来る。かのウキドマルクの血液酒精検査法は血液の採取が申分なく行はれた場合には、法廷では絶對的に充分利用することが出来るのである。ブイツは證據の確實を期する爲小血管を以てする採取を可なりとする旨を表明した。若し夫れ酒精の量に關しては講演者は相對的には僅少量も既に著大な心理的技術的な能率の障礙を來すものであることを指摘した。之を實際の試験に徴するの二三杯のビールを飲用した後にあつては、試験されて居る人間の五十パーセントは運轉不適格であることが明白となつた。されば極く少量の酒精分も制止力を弛ませ、また運轉を輕卒にし特に速力を出したがるやうにさせる爲、交通に危害を被らしめることが随分あるのである。されば自動車の運轉手については其の全然酒精を用ひないやうにすることを要求せざるを得ない。酒精飲用の常習ある者は血液中に於ける酒精の容量が餘程の高にならないと運轉不能とはならないと云ふ非難は、此の場合には當らぬ。非常臨機の行爲、即ち例へば交通に際しあらゆる瞬間に發生することあるべき突然の出來事に對する反動作用については、酒精を常用する者も酒精飲用の結果用を爲さぬこととなるのである。酒精常用者の場合にあつても血液中に於ける酒精の容量が千分中〇、七乃至〇、九に達するときは、既に運行安全や作業の能率が著しく低減せしめられるものであることは、實際上の試験の結果明白となつた所である。所謂正常的酒精容量 *Normalalkoholgehalt* が含水炭素含有の食物を多量に攝取した後

あつては謬つた判断を導き易いと云ふ非難に關しては、ブイツは此の所謂正常的酒精容量自體からしてが其の著しく多量に果實を攝取した後にあつては、法廷に於ける判断にとつて無意義となるものであることを指摘した。酒精を飲用した場合に限り血液中に於ける酒精の容量は増大するに至るものである。

最後にブイツは糖尿病はより大なる酒精容量を見せかけることがあると云ふ非難に觸れて、重篤な糖尿病患者の場合にあつても其の過大に見せかける酒精の容量は精々の處千分中三、五に過ぎないのであるから、餘り重きを置くには足りない酒精容量に過ぎないのであつて、之を被検査者の爲に控除して差支ないのであると云つて居る。

特に講演者は更に血液中に於ける酒精の容量を著しく低減せしめるか、又は全然消滅せしめることを得べき藥劑なるものは全然存在するものではないことを指摘した。

ブイツは此の部分の結論として血液中に於ける酒精の容量の検査は偶々以て酒精の作用を認定する爲の検査方式に過ぎないものであること、然も其の外に精神的肉體的検査をも閑却する譯にはいかなるものであることを述べた。特に大切なのは事故發生地に於ける状態や詳細な事情についての研究、特に疲労、夜間の安眠、それまでの運行時間の長短、運行條件、酒精飲用の始期、繼續時間、量、並に終期等心理的技術的態度の検査である。是等の要素はすべて之を斟酌しなければならぬ。ブイツは酒精の作用の判断は醫師の鑑定人としての仕事の一つを成すものであつて、此の仕事には化學者は

適任でなく専ら裁判と云ふ見地に立つ醫師が適任者たるものである。

終りに臨んでブーッは筆蹟の検査 *Schriftuntersuchung* の司法にとつて有する意義についても詳細な検討を加へ、特に獨り筆蹟の偽造のみに止まらず、筆蹟の對照 *Schriftenvergleichung* をも論じた。氏は是等の諸件は特に著しく心理學的、犯罪徵證學的知識を前提とするものであるが、他の半面に於ては極めていろいろな化學的、物理學的、光學的検査方法を巧妙に適用することを主眼とする領域たるものであることを指摘した。近時法醫學犯罪徵證學研究所は研究に由つて筆蹟の検査の領域上に於ける知識を増進し、特に筆蹟の偽造の問題を究明するのに非常に熱心であつて、其の際偽造された筆蹟の異同の認識の可能と見込とに特に重きを置いて居るのである。裁判所に於ける筆蹟の検査は何等かの形式の類似を無選擇に探し出すのみに盡さるものとすることは出来ない。寧ろあらゆる普遍的な筆蹟の標識と特殊な筆蹟の標識とを科學的の見地に從つて系統的に検査し對照するのは、缺くべからざる必要である。此の點は講演者が示唆する所の多い實例について説明したのである。

法律家の經營(私)經濟的教育

(法學週報一九三〇年一月十八日二十五日合併號)

教授ドクトル・ハー・グロスマン(ライプチヒ)

一、此の論題の法律學に對する普遍的關係

一九二七年十月二十六日コェルンで開催された法律學會 *Juristische Gesellschaft* (J.W. 1928. 36) の席上マグヌスは、わが國經濟界の機構が戰爭に由つて根本的に一變するに至つた旨を述べ、是が爲に法律家はいろ／＼新しい任務に直面せしめられることであるから、法律家たる者は其の修業中からして既に是等の新しい任務を斟酌する必要がある旨を推論し、われ／＼は法を以て論理的觀念の將棋遊びと看做す譯にはいかなないのであつて、寧ろ之を經濟生活の機能たるものと看做さざるを得ないのであるから、從つてまたわれ／＼は經濟生活の複雑の度が増すのにつれて法の任務も亦増大するものであること、法律教育の上には常に新しい課題が出て來るものであることを認識する必要があると云つた。即ち法と經濟の調和を計り、法律家の世間知らずと云ふあの流行語を口にする者が跡を絶つやうにすることが肝要なのである。

従つて本稿では必ずしも純然たる法律學上の問題のみを論ずる譯にはいかなないのであつて、寧ろ法

と經濟との境界的領域であり乍らそれにも拘らず極めて重大な意義を有するものものに對する關係に論及せざるを得ない。即ちわたしは、若し法律家にして其の司法官としてなり、又は辯護士としてなりの實務の上に於て其の職業の要求する所を果して行かうとすれば、從來閑却されて居た學問の一部門としての經營經濟學 Betriebswirtschaftslehre をも、將來法律教育の際に大に奨勵する必要があることを明かにする心算なのである。

二、現存して居る改革案に於ける法と經濟の關係

法律學學習の課程を改造し法律學の危機を排除しようとする試みや提案の數多く存在することは周知の通りであるが、本稿として關心を持たれるのは、經濟學の教育のもつと斟酌されることを欲する改革案である。其の先づ第一に指摘しなければならないのは、屢々要求された「司法官試補と判檢事候補」Staatsreferendar und Staatsassessor である。多數の著名な法律家が法曹や財務家の教育制度やそれに資格を與へる制度についての改革案に關する一著書(註一)中で、法律家の經濟的教育に於ける缺點を摘發したのは周知の通りである。ストイベル(註二)は改革案の一批評中で判決、特に第一審裁判所の判決の中には世間知らずの非難を無理からずと感ぜしめるもの、あるのを容認し、當該の判決の効果が當事者や經濟取引の需要に添ふ所以なのであるかどうかを審査することをしないで、判事が事實に無理な解釋を加へて只管法律の範式にあてはめるのを以て是れ事とし、日常生活上の現象に對

する個々の案件の經濟的社會的關係は全然閑却して居る判決が随分多く、かやうな缺陷は判事に對する信用と其の威望とを著しく侵害しないでは置かないものであらうと云つて居る。

(註一) Staatsreferendar und Staatsassessor, Verlag G. Fischer, Jena 1927, 37 (vgl. 1928, 13.)

(註二) JW. 1928, 17

今事態の發展の跡を通觀して見ると、二十世紀の劈頭以來は經濟學と法律學との協同作業の意義が次第に顯著となつて來たことが判る。一九一一年には「法と經濟協會」Verein Recht und Wirtschaft が設立され、同じ名稱の雑誌を刊行して居たが雑誌の方はインフレーション時代に廢刊されて了つた。(註三)其の後法と經濟との結合は益々密接なるものがあつて、各大學や其の他の専門學校で經濟法の講座や學會の設けられたことは實にそれを證明するものである。カスケル・ハイマン、ゴールドシュミット、ヤコビイ・ヘーデマン、ウエストホッフ・ヌスバウムその他の諸氏の世に公にした經濟法助長の爲の勞作は誰も知つて居る所である。

(註三) JW. 1923, 3 を參照。

三、經營經濟學並に國民經濟學の法に對する關係

改革案の缺點は國民經濟的教育 volkswirtschaftliche Ausbildung にのみ偏して、經營經濟的教育 betriebswirtschaftliche Durchbildung は普通顧みられずにあることである。尙ほ次のことに注意しなければ

ばならない。今經濟學を姉妹關係に在る經營經濟學と國民經濟學とに分ち、之を其の内容と其の著眼とに應じて公法と私法とに對立せしめると、國民經濟學は専ら公法の相關觀念たるものと看做ざるを得ない。こゝに於てか法律學と國民經濟學とを結合し且之を相互的に透徹せしめるのは、特に將來の行政法律家 *Verwaltungsjuristen* にとつて合宜的なことであると云ふ論結を演繹することが出来る(註四)ホエーニゲルは既に一九一四年に此の公法と國民經濟學との交互作用を指摘して(註五)例へば營業條例 *Gewerbeordnung* の客體たる事項であつて、それについて澤山の國民經濟學上の文獻の存在して居ないものは殆ど一つとしてないと云ふことにつき注意を促し、社會保險法には國民經濟學の一特別科目が、財政法には財政學が、國法及び邦法としての救貧法には救貧制度に關する論述がそれ／＼相當するものであるとして居る。また私法學者にとつても國民經濟學はいろ／＼の事柄について眼光を犀利にしてくれるのであつて、國民經濟の利益は判決中で主張されるであらう。併し大體の上から論ずると私法法律家にとつては經營經濟上の優れた教育が一層役に立つ所以であらう。けれどもホエーニゲルは前掲の論文中では私法に對する相當の經濟學上の對象を擧げて居ないで、此の演繹論法を以て科學としての私經濟學の改善の要求を論證して居るのである。ライヘルの「法と經濟」(一九二一年一月)も亦同じやうな考察からして、次のやうな文句で法律家の經營經濟的修業の要求を表明して居る。「將來の裁判官や辯護士は主として私法にたづさはるのであつて、従つて私生活と相交渉するところが多いのであるから、是等の裁判官や辯護士にとつては私經濟上の修業は少くとも國民經濟上の修

業に於けると同じやうに大切である。けれども將來私經濟上の知識を實際上に使用する機會があるかどうかと云ふ點は全然度外視するにしても、研究修業それ自體にとつても法學生は是等の事柄と親しく直接の接觸を保つて置く必要がある。私經濟學なるものは實に法律家にとつては(あのシュライエールマッヘルの有名な語をもちつて云へば)私法の畫本 *das Bilderbuch des Privatrechts* たるものである。私法の抽象的規範は私經濟の事實的來歴を明かにすることに由つて初めて形を具へ、生命を賦與されるに至るものである。船荷證券なるものが經濟生活に於て一體どんな作用をするものであるかと云ふことを知らないで、法律家たる者どうして船荷證券法 *Konnossementenrecht* を理解することが出来るやう。法律家が其の學修につき關心を缺くことの苦情は隨分耳にする所であるけれども、かやうに關心の缺けて居るのは若い者が規律の客體となつて居る生活關係や經濟關係の知識にうとく、従つてまたそれに對して無頓著であることが主なる理由である」と。

(註四) 經營經濟學は體制學 *Organisationslehre* として並に他の點に於ても行政法に對して特別の、換言すれば重要な關係を有する。例へばベルリンに於ける國稅務官の經營經濟學に關する課程に想到せよ。此の制度は經營經濟學が行政官にとつても大切であると云ふ認識に歸著せしむべきものである。

(註五) *Die private Unternehmung* (Verlag Bensheimer, Mannheim 1914)

今私法に對して私經濟學若は經營經濟學の内容を對立せしめるとすると、順次不同に列擧すると、簿記學、貸借對照表論、計算學、契約論 *Vertragsgestaltung*、信用取引 *Kreditverkehr*、企業の市場に對

する地位、經營の思惑的處置としての定期取引、設立、合併、株券や債券及び其の他の新時代の有價證券の極力聽容の規定 *dispositive Rechtsvorschrift* に依る發行、其の他株式會社法の改正に關聯する資金の調達、會社財政の整理、フジオン等の如き幾多の問題が生ずる。一言にして盡せば經營の成立以來其の解散に至るまでの數限りもない問題が經營經濟上の修業を必要とし、此の修業は實際上には經濟機構が其の經營組織や取引組織を具へて愈々大規模に愈々複雑になつて行くに従つて益々困難となつて來るのである。通例從來は法律問題を理解する上に經營經濟上の基礎の仲介が缺けて居たのであるが、實際から發生し實際の資料を具へて居る經營經濟學は此の經濟上の修業を組織的形式で仲介して居るのであつて、此の場合大切なのは事實を學び覺えると云ふことよりも寧ろ特に經營經濟的の考へ方を稽古すると云ふことなのである。

四、法と經營經濟との間の關係の研究の歴史的觀察

商法史は法と經營經濟との間の關係が古來から存在して居たものではないことを示して居る。商人法 *das Recht des Kaufmanns* は先驗的に存在して居るものではなくて、商業が擴大して經濟的取引が複雑の度を加へるにつれて初めて發達したものである。かの中世に於けるイタリーの近東諸國へ向つての商業や獨逸に於てはハンザ諸都市が幾多の尨大な商業店舗を擁して有力な商人階級を生ぜしめ、是等の商人階級は特種の習俗や慣行やを有して居たことは誰も知つて居る所である。商人にとつ

ては是等特種の習俗や慣行に精通することが非常に大切であつたのだから、商人が其の後次第に編纂されるに至つた斯法の法典を熱心に研究したのもおのづから納得し得られることである。かやうな法につつての關心は經濟取引の發達が次第に其の歩を進めるに従つて益々増大して行き、高等商業學校や經濟科大學の經營經濟の講座は其の設置以來關係商業人の教案中で法律學に廣汎な餘地を興へた。經營經濟學、國民經濟學並に法の三者は其の時以來商人教育の缺くべからざる成分を成すものであつた。加之現代に於ては國民經濟上の教育を制限して商人及び商業の法を從來よりもつと強く獎勵する傾向に向つて進みつゝある。かくの如き重點の推移は前世紀末に於ける商人の高等商業教育草創の時代には、經營經濟學は未だ以て國民經濟學と鈞合のとれるまでに發達して居なかつたと云ふ事情に歸著せしむべきであるやうに考へられる。高等商業學校の教案中では私法に關する幾多の講義や公法の重要な部分についての講義に依つて、商人にとつての法學教育の意義が認められて居る。「高等商業學校に於ける法學教育」と題する論文中でデームート (Demuth, JW. 1027, 10, 11) は、高等商業學校に於ける商業教育の授業がどう云ふ風に組織されてあるか、そこで學習を積む商人は果してどんな關心を以て法學の講義を聽きつゝあるか、法學の試験科目を選択しつゝあるかを敍説して居る。試験規則には法律學中商人にとつて大切な部分と國法並に行政法の大綱が必修科目となつて居るのであるが、デームートは此の商人的法律學中には素材が全體として根本的に重要な事項への制限の下に提供されて居ることを示して居る。かくの如くにして素材の壓倒的な過剩は緩和せられ、法的素材は學生

にとつて重要な事項に重きを置くことに由つて是が關心を大ならしめられることとなるのである。

今サウキニイと共に法は實生活と別のものではなくて、寧ろ實生活それ自體を或る特別な一面から觀察したものに過ぎないことを認めるならばそして法律家は其の實務の上で毎日各個の經濟の利益の衝突を調停することを必要とするものであるのを注意するならば、逆に法律家は其の修業中に經營經濟上の教育に相當の注意を拂ふ必要があることが判るであらう。法律家も亦確實な商人的知識を獲得するやうに心がくべきであらう。經濟上の發達が進んだ場合には法律家は決して窮屈な法律規則に拘泥すべきではないとは、最高裁判所の判例がどんなに屢々高調した原則だつたであらう。法は須らく經濟に適合すべきものである。此の原則は周知のやうに國公課法 *Reichsabgabenordnung* 第四條及び之に關する稅務關係の判例の上に定立させられた所であつて、國稅務裁判所 *Reichsfinanzhof* の第一部も亦一九二六年十一月十二日の意見書 *Gustachten* (RFH. 19,342) 中で經濟界のやうに事物の不斷に流轉しつゝある法域に於ては、取引の規則を窮屈なものにするの弊に陥るまいとすれば、規定に彈力性を持たせる位のことには忍ばなければならぬと云ふことを高調して居る。併し乍ら此の意見書の援用して居る事實は獨り國民經濟上の問題についてのみに止まらず、經營經濟上の問題についても判斷力を要求するものである。

五、法學研究の課程に於ける經營經濟の教案

結局法律學の研究に於て新しい知識の領域の範圍及び内容を包括する次のやうな經營經濟の教案を起案すべきである。

- (1)、經營經濟學初步(沿革、基本概念、經營經濟學の内容の要領)、
- (2)、經營經濟學理論及び汎論(體制論、資金調達論、經營政策)、
- (3)、私經營及び公經營の會計制度(簿記學及び貸借對照表論、計算學、經營經濟統計學)、
- (4)、特殊經營經濟學(工業經營論、物品販賣業經營論、銀行及び取引所經營論)、
- (5)、經營經濟的交通論(物品及び通信交通、支拂、資本及び信用の各取引)。

此の案中に於ては重心は經營經濟學理論及び汎論に存するであらう。蓋し此の場合にあつては特に經營經濟的の考へ方の練習が仲介されるのであるからである。(3)は一部は簿記並に統計に於ける寧ろ技術的の仕上げたるものである。けれども貸借對照表論や統計學は既に遙に困難な資料に渡されてある。經營經濟的交通論に於ては從來法律家が實際的觀念を持たない所から捕捉するに困難な、只形式的法律的にしか構成することの出来なかつたいろ／＼の制度を取扱ふことを必要とするであらう。また特殊經營經濟學は特に氣の向いた部門に専門的に沈潜する機會を研究者に與へるものである。かやうに經營經濟學を一般的奨励することに由つて、法律家の間に法律的現實に對する觀念が非常に涵養されるものであることは疑を容れないであらう。大學又は高等商業學校で經營經濟の講義を出来るだけ聽講する學生生徒は極めて優秀な學生生徒であることが判明したのである。

從來のこととして、は主管官署が法律家の經營經濟的教育の意義を明確に識認し、試験の上で此の意義に相當する丈の地位をわりあてることが肝要である。

講師の問題も閑却する譯にはいかない問題である。今日でもまだどの大學も適當な教官を聘致し兼て居る。そこでどの大學も事柄の意義にふさはしからぬ、且又決して大學の威信を助長する所以でない方法で、副業的に教職に在る教官をして經營經濟上の技術、特に簿記學の講義に従事させ、經營經濟上の授業が其の完全な價値を發揮するのは、學問的に適任でない教官に依る技術上の指導の熄まざる所に始まるものであることに注意を拂はないで居る。本稿は此の點に於ける弊害につき注意を促すにも役立つであらう。

法律家の養成について(註)

(法學週報一九三四年四月十四日號所載)

辯護士 ドクトル・テルハルト(エッセン)

法學週報一九三三年二六二七頁に掲げた拙稿「辯護士と争のある領域」*Rechtsanwalt und umstrittenes Gebiet* に對すの同僚諸彦の各方面の賛同は、あの論文中で言及した法律家の教育の加補と云ふことを少しく詳細に論じて見る氣をわたしに起させた。あの論文の末尾の所で、苟も辯護士若は公證人(裁判官も亦)たる者は簿記、貸借對照表及び經營經濟の領域上に於て充分な知識を有することを必要とする旨の要求並に日常生活の經濟的關聯の大多數にとつての此の要求の履行の中には、岐路に陥つて居る司法の今日われわれに課して居る一切の問題の解決方法が存在して居るのであると云ふことを確認した。

(註) JW. 1934 Heft 10 S. 577 ff. の論說欄を見よ。

即ち特に法律家志願學生の補充的教育の問題はそれが辯護士であると、公證人であると、判事たると、檢事たると、乃至は行政官たるとに論なく司法上の一問題たるものである。わたしの見ることが出来る限りに於ては、學者的な商人 *akademischer Kaufmann* は獨逸法の個々の資料に於て學問的に完

結した基礎ではないけれども充分確實な基礎を興へられ、商人は將來商業經濟の實務の上に於て其の既に修めた基礎知識を擴張して行くことの出来るものであることを證明した。果して然らば法律家志願學生が簿記、貸借對照表及び經營經濟學等商業學の科目に於て、需要に相當する才の教育を持つて來るのが、どうして後來法を實際上に運用するに當つて法律家志願學生にとつて利益でないであらうか。兎に角法律家志願學生は之に由り抽象に基いて既に知つて居る事柄を其の具象化に於て眼前に彷彿させ、獨り一方的に法律的經濟の釣合からして之を觀察するのみに止まらず、商人經濟の釣合からも之を觀察することを強制されることとなるのである。決定的の事柄は、法律家志願學生は獨り法律的に物を考へる能力を以て實社會に送り出されることがあつてはならないのであつて、その貴重な補充的能力として實際の商人の行動や考に對する必要な理解をも持つ必要がある。蓋し商人の是等の考や是等の行動やは——極めていろ／＼の形に變化はするけれども——法律家の心眼の前に反覆して現はれるのであつて從來のやうに一般的に云つて是等の事柄を回避しようと云ふのは謬つたことであるからである。回避しなければならぬのは是等の事柄と其の我が國民の經濟生活に於ける意義が決して、充分に法律家志願學生に理解されるやうにしてなかつたからである。

此の獨逸の法律家の教育に於ける缺點を除去する爲には、わたしの考では次のやうな案が實行可能ではないかと思ふ。只ち斷りして置かなければならないのは、是は決して變更を容れない終局的の案たるものではないと云ふことである。

一、専門學校教育

(1)、法律家志願學生は最後の三學期を通じて商業簿記並に貸借對照表論に關する講義(毎週一時間)を聴講することを必要とする。講義資料として問題となるのは左の通りである。

- (a)、商業簿記並に貸借對照表に關する法律の規定の分類並に意義、
 - (b)、簿記の性質、目的及び種類(概念及び勘定の種類、二勘定説 *Zweikontentheorie*、勘定範圍、複式簿記の成績調査、簿記の體系と方式、
 - (c)、貸借對照表の本質、目的及び種類(財産目録、損益勘定、貸借對照表、貸借對照表編成の體系、貸借對照表中の極く重要な勘定項目、評價の問題、減價消却の問題、貸借對照表の分析)、
 - (d)、損益計算書の本質、目的及び由來、其の貸借對照表に對する關係、
 - (e)、個人たる商人 *Einzelkaufmann* と會社の簿記と貸借對照表、資本金勘定 *Kapitalkonto* の特殊の意義、
 - (f)、簿記、貸借對照表及び租税、
 - (g)、検査制度(義務的検査)の意義及び其の一般的實務、
- (2)、經營經濟學の重要な問題についての必修講義(毎週一時間)
- (a)、經營經濟の定義、

- (b)、經營組織の本質、目的及び種類、
 - (c)、資金調達の方法、
 - (d)、支拂の方法（金融制度、手形、小切手、質屋營業、信用制度、銀行及び取引所）、
 - (e)、經營經濟上の結果（計算、利息の問題、配當政策、有價證券制度、抵當權市場 Hypothekensmarkt 及び不動産市場等）、
 - (f)、賣買契約及び雇傭契約の經營經濟的意義（代價、商品の支拂、引渡時及び引渡地、引渡及び支拂の條件、國際金融及び交換取引 internationaler Gold- und Tauschverkehr、貸銀問題、勞働時間の問題）、
 - (g)、保全行爲 Sicherungsgeschäft 及び保險制度の經營經濟上の意義、
- (3)、簿記並に貸借對照表の實習、
- (a)、初心者に對するもの、
 - (b)、心得ある者に對するもの、
- 此の課程に於ては簿記の雛形を使用して演習時間中又は宿題作業として實際上の簿記案件を解決することを必要とする。特に實際上の場合について貸借對照表及び損益計算書の發生の経路をも究明することを必要とする。

(1)乃至(3)を通じての説明、

講義も演習もすべて商人の實務と云ふことを目當とすることを必要とするものであるが、併し常に法との連絡に於てする必要がある。國民經濟學についての必修科目は廢止する。簿記技術上及び經營經濟上の疑問並に係争問題に關する大規模な理論的論究は原則として避けなければならぬ。講義並に演習の目的は法律家志願學生の大學卒業に際し商人の帳簿、其の貸借對照表、其の經營經濟上の考察をもはや無理解に取扱ふやうなことの無いやうにすること、及び之に由つて同時に法律家志願學生が法の或る形象 eine gewisse Plastik des Rechts をも併せ得ることが出来るやうにすることにあらねばならぬ。必修の講義と必修の演習とは試補試験の科目とはしない。それは學生に餘り過大な負擔を負はざらしめんが爲である。それでも試験委員會には此の講義と演習とに出席した事の證明書と其の成績とを併せ提出するを要する。此の證明書を付與し、また評價するには特に細心の注意を以てすることが必要であらう。

二、試補としての期間中の教育

試補にとつて無益な時間を意味する裁判所の休暇 Gerichtsferien 中は、試補を地方裁判所若は控訴院に集めて管轄商事部の選任する所である適任の實際家に簿記、貸借對照表並に經營經濟學についての授業を受けさせる。此の授業に於ては學生が大學で學び得たものを實際の演習や講義や制度經

營の組織的視察に依つて補充し、深遂にすることを目的とするものである。

第三休暇授業の終りには商事部に於て定むべき委員會の手で、試補が授業中に獲得した簿記、貸借対照表及び經營經濟に關する知識についての簡単な試験を行ふ。此の試験の結果として與へられる證書は第二回試験の條件である。當該の試補の獲得した知識が商業上の事實を判斷するのに充分であることを商事部が證明しない以上は、第二回試験に及第することは出来ない。

必修講義、實地演習並に學生時代と試補時代との休暇授業（後者はそれ丈で既に六ヶ月を算する）とは是丈の課程を積み、既に存在して居る基礎としての法の知識と相俟つて實際商人の思想の動きを判斷するのに充分な素養を具へることが出来るものと認めて差支ない。此のことは次のやうな目的を有する。

(1)、法律家志願學生の視野を擴張することに由り、實生活に於ける現實意識を増大することに由つて司法それ自體を助長すること、

(2)、商事部それ自體法律家の教育について多大の利益を有するものと謂はなければならないのであるが、商事部を経由して法律家の經濟界との關係を健全ならしめる道が開かれ、依つて以て獨逸の法的品性の主體の經濟界に根を下ろすのを助長すること。

此の二つの目的は國民の間に於ける法的意識を涵養し、獨逸法の基礎の上に協同體意識を形造るの至極大きな意義を有するものであるとわたしは考へる。此の場合數世紀の歴史を有する、組織的に

發達し國民として無限の成績を擧げた司法法律家や行政法律家を適當に招致して行動すると云ふことは、成功を収める有力な保障であるやうに思はれる。此の成功はまた經營經濟の領域上に於ける經濟検査士の、責任ある職業上の任務に對する非常に深遂にされた理解をも包含するであらう。そして之に依つて法律家と經濟検査士との兩々手を携へての好都合な協同作業も本當に可能となる次第であらう。而して是が利益に浴するものは獨逸の司法であり、従つてまた獨逸の經濟に外ならないと考へる。

裁判官の人格養成について

(獨逸裁判官新聞一九三四年四月十五日號所載)

地方裁判所判事 ドクトル・シュロツケルマン

我が獨逸の新國家に於て後進の法學生を最も、意味に於ての民族的に羈束された裁判官や、他のあらゆる利益の外常に社會公共に對する自分の責任意識を以て自分の行動にとつての決定の契機たらしめて居る辯護士に養成することに特に重きが置かれてあるものならば、是が指導の任に當る機關にとつてはそれと同時に高程度の人物鑑識眼と機轉を必要とする一つの任務が課せられる次第である。若い同僚に現實の知識を興へ、之を「學問的に」指導し、富裕にすると云ふことが、之に人格的價値や性格的氣質的色彩を啓示し、傳達することよりも遙に容易であることは問題はない。勿論此の場合にあつてもすべての場合に於けると同様重心は指導の任に當る判事なり、檢事若は辯護士なりが躬行實踐して自分に託せられた試補に實際上に於ける好模範を示してやる點に存するものであることは言を俟たない所であるが、併し個々の試補が果して喜び勇んで此の模範の感化を自分の上にまで及ぼさしめるものであるかどうか、若し及ぼさしめるものであるとすれば如何なる程度に於てあるかの問題に決定的の影響を及ぼすものは、究極に於て指導する者が自分と指導せらるべき者との間に展開

させる人的關係である。何人と雖も其の預つて居る試補に對してみづから「老練堪能な」官吏をひけらかすのを常とし、試補を以て何時も淺學と無經驗との化身であるやうに見下し、甚しきに至つては若い同僚を以て「猛烈に鍛え上げる必要のある」新兵であるかの如く取扱ふと云ふ、心理的には死罪 Todünde にも値ひする謬りを犯す者は斷えず公然若は隱密の反抗を受けるものであつて、結局は恐らく自分の「よい教示」が一向實を結ばないこと若は甚しきに至つては逆の結果にすら歸著したのに驚からざるを得ないであらう。

誤解の生ずることがないやうに、序に一言して置くが、わたしは試補の指導期間中は何時も御手柔に取扱ふ必要があると云ふことを云つて居る者では決してない。否、逆に嚴格な、然し眞實味の籠つた調子は他の生活上の状態に於けると同じやうに、相手方に對應的の愛情を持たれさへすることがある。だが要する所は相手方が此の場合に將來も從來に於けると同じやうに或る種の同僚の誼の感情を保有するか、それとも名譽心を傷けられて屈辱の感や馬鹿にされたと云ふやうな氣持で居るか、大切である。われわれはわれれ人共に試補としての道を通つて來たのであるから、われわれが試験に登し、たときどんなに意氣衝天の概を以て大學の門を後にしたことであるか、そしてまたどんなに法生活に於けるわれわれの丁度始まつた計りの働きのついて持ち合せた氣負ひ込んだ觀念が冷たい疑惑の下に次第次第に悉皆消え失せて、初心者の地位に還元させられたものとわれわれとわが身を觀察しなければならなかつたかを想ひ起すべきであらう。況んや恐らくは既に多年に互つて仕事學生 Werkstudent とし

て労働學生 *Arbeitsstudent* として生活の闘争場裡に立つたことがあるか、又は正當に解釋された緊張した團體生活に於て其の内面的人格を熟せしめることの出來た後を受けて、以上に述べたやうな——當然に條件付である——状態にかへて、知識や經驗の領域を超えて仕事に於ての初心者として取扱はれると云ふ事情が附け加はるに於ては、其の究極の作用から見ても社會公共に激しい崇りを及ぼすであらうやうな危険が其の爲に發生するであらう。恐らくは不幸な廻り合はせの爲に其の指導を受ける期間中に再三かくの如き取扱を受けるに至つた人並の性格素質の試補が之に由つて次第に低能の合成體 *Minderwertigkeitskomplexe* となるか、又は内に憤激を藏するやうになるのも當然過ぎる位當然なことではないか。そしてかくの如き試補が後年少壯裁判官として自分の受けた足蹴を公衆に向つて轉達しようと思がけ、また「敢爲な」裁判官として當事者を物品のやうに取扱ひ自分の擁する威權を自惚れるに至り、又は逆に——別の素質を有する者の場合に於ては——當人が自信を喪失して當事者の鬪弄する所の儘に身を任すやうになるのは怪むまでもないことである。漸次的な不斷の影響を以てするときにはもつと内面的に意思を鍛錬し、自制の力を養ひ、感情移入の能力を蓄へるやうにも——勿論少くとも平均的の素質を具へることを前提として——指導することが出來るのである。わたしの考では實に此の點にこそ試補を法律的構成的な考へ方に指導するよりも寧ろ公正な考へ方に指導すると云ふ目的と相並んで、試補指導の主たる任務が存するものであると思ふ。けれども此の場合に何よりも一番大切な條件は若い同僚に知識や經驗を傳へるに當つては、此の試補を他日わが獨逸の法

律生活の大伽藍に於けるゆるぎなき大黒柱たるべき有力な人物に養成すると云ふ主たる目的を一圖に追求することである。

よくあることと思ふが、部の集りて試補がうつかり意見を述べると怒られるか又は皮肉を以て片付けられて了ふのを懸念せざるを得ない爲に、評議の際違つた意見を開陳する發言を申出ることを敢てしないのは非常に遺憾とすべきことである。例へば或る試補が離婚訴訟に於て、具體の場合に其の後夫婦間に情交のあつた事實に顧みるときは當該の妻の過誤については宥恕 *Verzeihung* の抗辯を主張することが出來るのではないかと云ふ點についての自分の懸念を開陳した所が部員の一人が譴責するやうな、寧ろ輕蔑さへするやうな口調で、かう云ふ事實評價の問題は安心して「もつと御飾りの下を潜つて經驗を積んだ、奥さん持ちの裁判官の判決に任して置いて、君自身は法律の本の中に首を突込んで居ればいゝのだ」と極め付けたのはいゝが、當の判事こそは知らなかつたが、偶々此の試補は實はもう妻帯して二年にもなるのだつたと云ふことがあつた。裁判官の評議に當つて試補は大抵の場合ためらひ勝に武者震ひをし乍らのみ演述を爲し、實生活上に於てはよく自分の力を發揮することを心得て居るやうな人々であつても尙ほ此の通弊を免れない結果を以て原因を推せば、此の場合人格的價值 *Persönlichkeitswert* の涵養に絶對的に必要であると認められるやうな精神が支配して居ない。兎に角才能 *Talente* は養成されるが人物 *Manner* は養成されて居ないと云ふ斷案を下すことが出來るのに疑はなし。

只現行法と責任との中に次第に入り込ませるやうにするに於てのみ、高貴な職業觀念を具へた辯護士や最も優れた型の裁判官が形造られ、發展せしめられるものである。だからわたしの考では第二回試験に至るまでは恰も全然無價値な人間でもあるかのやうに試験を取扱つて置き乍ら、此の試験が済むと卒然として裁判官や辯護士として自由に裁量處置せしめなければならぬとするのは根本的に間違ひである。かやうにして養成された法律家はやつと安心の境地に達したと云ふ念を以て今や自分にへ與られるやうになつた権限や自由やを驚つかみにし易く、然も他の半面に於ては自分の地位には重大な責任が伴ふものであることを充分に自覺しない傾がある。其の人格的價値の構成は調和的に整然と行はれない。彼等はうまく行けば報告することを學び、構成することも學ぶ。併し傳統や純理に煩はされない力強くして健全な考量は學ばない。充分な理解を以て、滿腔の責任意識を以て腹の底からの裁定を下すことは學ばないのである。

云ふ迄もなく試験は益々多くのことを知らなければならぬ。そして自分はまだ學びつゝある者であること、自分はまだ完成の途上に在る人間たるものであることを深く念頭に置かなければならぬ。けれども此の學習の意識此の未完成の念慮はわれ／＼が試験と一緒になつて働くに當つて、われわれも亦不斷に學びつゝあるものであること、われ／＼は三十五歳であるにせよ、乃至は六十歳であるにせよ、われ／＼も亦向上の一路を辿りつゝあるものであつたことを試験等にも識認させることにしたら、甚しく減退することはないであらう。かやうにすればわれ／＼が試験に對して常に知識の地であ

り、あらゆる發展の終點であるかの如くみづから振舞ひ、之に反して試験は見すばらしい無用な存在たるものとして觀察して居るのであるやうに感じさせる場合に於けるよりも、遙に心からなる服従と學習の結果を生ずるのではないであらうか。教育は充分緊張させなければならぬけれどもどんなに教育を緊張させるにしても試験の健全な名譽心は充分斟酌することが出来るのであるし、また斟酌しなければならぬ。そして試験の中で此の名譽心の特に過敏に表明される者があつたに於けるより、心から打つけて試験の心を我が心として考へることによつて、名譽心の存在しない場合に於けるよりも遙に救済を致し易い。實際また名譽心が存在しないとなつたら假令當該の試験に才能の具はるものがあるにしても、其の衷心は全く見込のない程腐り果て、居るものと認めざるを得ないからである。

われ／＼が試験指導官としてのわれ／＼の義務を果す上に於ける準則であり、他の半面に於ては試験の指導官に對する態度の準則として最善のものは、わたしの見る所では同僚の誼 Kameradschaftlich-*artig* が一切のものゝ上に君臨するとき、即ち階級の上の同僚と階級の下の同僚との間の關係が程よく行つて居る場合に自然に出て來るのである。惟ふに若い者の向上の爲に力を合せ、其の究極に於て小手先の手練で胡魔化して行くやうな法律家でない、本當に力強い有爲有能で公正な、古い參審員の判決の言葉を借りて云へば「邦家最善の大計の爲に評議する」と云ふやうな、確固不拔でゆるぎのない意思を以て其の職業觀念の頂點として居る裁判官を祖國の爲に捧げるのは以上に述べた同僚の誼の精神に於て指導する者にとつても指導される者にとつても等しく喜びであらねばならぬ。

號數 年月 司法資料表題

第一號	大正〇、二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護警察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエーノ警察
第九號	二、七	復讐ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程 佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	二、九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	二、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	二、二	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二、三	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、一	辯護士倫理
第一六號	三、一	獨逸國調停法案及同理由書
第一七號	三、二	英國監獄制度
第一八號	三、三	獨逸國少年福利法案同理由書及確定法文

第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法概觀(附)丁抹ノ社會政策的立法概觀
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概觀
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋法ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、一〇	獨逸國勞働裁判所法案及理由書
第三一號	三、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例爲(附)白蘭國之

第三五號	大正三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（埃國及瑞西之部）	米國ノ刑罰制度
第三六號	一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（丁抹瑞典諾威之部）	獨逸國民訴訟改正律令
第三七號	一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及テニつとらんとシケル刑事手續	英國裁判所構成論（三、下級裁判所ノ部）
第三八號	一、二	佛國借家借地法	英國裁判所構成論（四、下級裁判所ノ部）
第三九號	一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（英國、加奈陀之部）	英國裁判所構成論（五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限）
第四〇號	一、三	佛國監獄制度及同職員令	佛國商事裁判制度
第四一號	一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（南亞之部）	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及テニ刑事手續ニ關スル法令
第四二號	一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（濠洲之部）	英國裁判所構成論（六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織）
第四三號	一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例（米國之部）	獨逸國勞務契約法草案及評論（附）佛國勞務法正文
第四四號	一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度	米國少年裁判法
第四五號	一、五	英國裁判所構成論（一、英國裁判官ノ地位（附）司法行政機關）	英國裁判所構成論（七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織（附）裁判所相互ノ關係）
第四六號	一、六	英國裁判所構成論（二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位）	不定期刑言渡ノ制度
第四七號	一、六	瑞西辯護士法	改善不能性犯人ノ處遇
第四八號	一、七	露西亞事情	英蘭刑事訴訟權限及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録

第六四號	大正四、三	獨逸國後見制度（前編）	第八〇號	大正四、三	刑罰ニ關スル制度（其二）
第六五號	一、三	獨逸國後見制度（後編）	第八一號	一、一	北米合衆國の刑事裁判（其一）
第六六號	一、四	刑ノ執行猶豫制度	第八二號	一、二	北米合衆國裁判制度（二、カリホルニヤ州ノ裁判制度）
第六七號	一、四	假釋放	第八三號	一、三	北米合衆國の刑事裁判（其二）
第六八號	一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、官署セナル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議事録	第八四號	一、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書（各論）
第六九號	一、五	諸國ノ刑法草案	第八五號	一、五	陪審制度視察報告書集（附）がるそん教授述陪審制度論
第七〇號	一、六	英國司法警察論	第八六號	一、五	刑罰に關する制度（其三）
第七一號	一、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇	第八七號	一、六	正義と貧民（其一）
第七二號	一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第一篇）	第八八號	一、七	正義と貧民（其二）
第七三號	一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書（附）金山檢事宇野判事視察報告書	第八九號	一、七	刑罰に關する制度（其四）
第七四號	一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所	第九〇號	一、八	刑罰に關する制度（其五）
第七五號	一、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務（第二篇）	第九一號	一、八	英國に於ける警察裁判所
第七六號	一、九	獨逸國陪審裁判所記録（附）秋山檢事鈴木判事視察報告書	第九二號	一、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務（第三篇）
第七七號	一、九	刑罰ニ關スル制度（其一）	第九三號	一、九	刑罰に關する制度（其六）完
第七八號	一、一〇	佛蘭西の政治組織（現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概観）	第九四號	一、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷（其一）
第七九號	一、一〇	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書（總則篇）	九五號	一、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
			九六號	一、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
			九七號	一、二	佛國裁判制度 第一（治安裁判所の組織及權限）

第九八號 大正 五、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號 昭和 三、八	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(總則篇)
第九九號 〃 五、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號 〃 三、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號 昭和 三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號 〃 三、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號 〃 三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號 〃 三、〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、奧一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號 〃 三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號 〃 三、〇	チエツコ・スロヴァキア共和國の刑法草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號 〃 三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)	第一二〇號 〃 三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號 〃 三、三	司法ニ關スル法制	第一二二號 〃 三、二	賭博に關する調査
第一〇五號 〃 三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二三號 〃 三、三	佛國の檢察制度
第一〇六號 〃 三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二四號 〃 三、一	フレデリック・バイウオキタリス及エデイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號 〃 三、四	保安處分	第一二五號 〃 三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號 〃 三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二六號 〃 三、三	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號 〃 三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二七號 〃 三、四	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號 〃 三、六	ケイト・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二八號 〃 三、五	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號 〃 三、六	單獨判官と司法官制	第一二九號 〃 三、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令(中、後篇)
第一一二號 〃 三、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一三〇號 〃 三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一三號 〃 三、七	國際行刑會議報告書集(四)		
第一一四號 〃 三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察		

第一三一號 昭和 三、九	ソヴィエット露西亞の法制(前篇)	第一五一號 〃 五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號 〃 三、〇	ソヴィエット露西亞の法制(後篇)	第一五二號 〃 五、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號 〃 三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪の常習飲酒者に對する處遇	第一五三號 〃 五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號 〃 三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號 〃 五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號 〃 三、二	治安判事論	第一五五號 〃 五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號 〃 四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號 〃 五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號 〃 四、二	刑の量定(前篇)	第一五七號 〃 五、〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號 〃 四、三	刑の量定(後篇)	第一五八號 〃 五、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號 〃 四、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號 〃 五、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號 〃 四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號 〃 六、一	少年保護司指針
第一四一號 〃 四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號 〃 六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號 〃 四、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號 〃 六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號 〃 四、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號 〃 六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號 〃 四、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號 〃 六、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號 〃 四、〇	ソヴィエット露西亞民法(前篇)	第一六五號 〃 六、九	佛國司法制度(後篇)
第一四六號 〃 四、二	ソヴィエット露西亞民法(後篇)	第一六六號 〃 六、〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號 〃 四、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號 〃 七、一	支那歷代刑事法制的思想(上卷)
第一四八號 〃 五、一	ソヴィエット露西亞刑法	第一六八號 〃 七、二	支那歷代刑事法制的思想(下卷)
第一四九號 〃 五、二	ソヴィエット露西亞裁判所構成法刑事訴訟法 行刑法		
第一五〇號 〃 五、三	英米獨佛の手形法及小切手法		

第一六九號 昭和七、四	司法事務の經費削減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)	第一八八號 昭和九、〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポロランド改正刑法及ポロランド違背罪法
第一七〇號	七、六 德川禁令考(第一帙)	第一八九號	九、二 取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察
第一七一號	七、八 刑事事件集(附)刑事事件起按小手引	第一九〇號	九、三 米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一七二號	七、〇 ソウイェート法の理論	第一九一號	一〇、一 一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一七三號	七、二 德川禁令考(第二帙)	第一九二號	一〇、二 德川民事慣例集(動産の部)
第一七四號	七、三 德川禁令考(第三帙)	第一九三號	一〇、三 獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一七五號	七、五 民事事務修習の案	第一九四號	一〇、四 一九二八年スペイン刑法
第一七六號	七、八 德川禁令考(第四帙)	第一九五號	一〇、五 ポーランド新民訴訟法(一九三三年)
第一七七號	七、九 一九三一年獨逸新民訴訟法草案並に說明書(一)	第一九六號	一〇、六 獨逸刑法提要(上)
第一七八號	八、〇 一九三一年獨逸新民訴訟法草案並に說明書(二)	第一九七號	一〇、七 ソウイェート・ロシアは犯罪を克服する
第一七九號	八、二 捜査事務に就て	第一九八號	一〇、八 伊太利刑法典
第一八〇號	八、三 德川禁令考(第五帙)	第一九九號	一〇、九 伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條
第一八一號	八、一 獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)	第二〇〇號	一〇、一〇 一九一二年 第二回 海牙萬國手形法統一會議議事錄
第一八二號	八、二 犯罪生物學原論	第二〇一號	一〇、一〇 一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に於ける審査委員會會議記
第一八三號	八、四 德川禁令考(第六帙)		
第一八四號	八、五 ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の發言)		
第一八五號	八、七 プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂		
第一八六號	八、八 英國に於ける裁判と警察		
第一八七號	八、九 德川民事慣例集(人事の部)		

第二〇二號 昭和〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法	第二二三號	一三、一 刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二〇三號	一〇、三 ユーゴスラヴキヤ新民訴訟法	第二二四號	一三、二 佛國法學通論
第二〇四號	一一、一 獨逸刑法提要(中)	第二二五號	一三、三 佛國法學通論
第二〇五號	一一、一 德川民事慣例集 不動産の部(上)	第二二六號	一三、三 初等英法教科書
第二〇六號	一一、二 佛國刑事訴訟法	第二二七號	一三、四 フランス、ドイツ及イギリスに於ける裁判所と判事
第二〇七號	一一、三 伊太利刑法典報告	第二二八號	一三、四 第十一回國際刑法及監獄會議關係論文集
第二〇八號	一一、三 伊太利刑事訴訟法改正草案	第二二九號	一三、五 滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新刑事訴訟法典同草案
第二〇九號	一一、四 佛國民事訴訟法改正草案	第二三〇號	一三、六 獨逸刑事判決の作成
第二一〇號	一一、四 米國に於ける指紋採取法(附)沃度を以て檢出したる潜在指紋の定着方法を(獨)我司法省指紋採取規程並指紋分類規程及同規程附表	第二三一號	一三、七 新法律學の根本問題
第二一一號	一一、五 ナチスの法制及び立法綱要(刑法及刑事訴訟法の部)	第二三二號	一三、八 清國全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小山豊太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件記録
第二一二號	一一、五 英國の刑事裁判	第二三三號	一三、八 滿洲帝國民法典
第二一三號	一一、六 德川民事慣例集 不動産ノ部(下)	第二三四號	一三、一〇 將來の獨逸刑法(總則)
第二一四號	一一、六 個人主義的國家概念と法人國家	第二三五號	一三、三 滿洲帝國商事法規
第二一五號	一一、七 獨逸刑法提要(下)		
第二一六號	一一、八 德川民事慣例集 訴訟ノ部		
第二一七號	一一、九 ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行刑制度の改正について		
第二一八號	一二、〇 新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領(第一部)		
第二一九號	一二、二 民事司法の疾患外三篇		

- 第二三六號 昭和三一 將來の獨逸刑法(各則)上
・刑法委員會事業報告
- 第二三七號 〃 三二 滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
- 第二三八號 〃 三三 將來の獨逸刑法(各則)下
・刑法委員會事業報告
- 第二三九號 〃 三四 一九三七年獨逸株式法理由書
- 第二四〇號 〃 三五 法律家たるの適性に就て(法律家特
に判事の職務に就ての心理學的考
察)
- 第二四一號 〃 三六 一九三七年獨逸國司法官候補指導者
會議錄
- 第二四二號 〃 三七 株式會社貸借對照表論(上)
- 第二四三號 〃 三八 株式會社貸借對照表論(下)
- 第二四四號 〃 三九 獨逸に於ける試補養成上の諸問題
- 第二四五號 〃 四〇 戰爭と犯罪
- 第二四六號 〃 四一 一般條項への逃避及び獨逸大審院と
利益法學
- 第二四七號 〃 四二 イエーナに於ける檢事並に刑事裁判
官の刑事法講習、外法曹教育に關す
る論文三篇

175
54

THE USE OF THE

終